

04. 各ジャンルに関するガイドライン

目次

1. [お取扱いに事前審査が必要な商材に関するガイドライン](#)
2. [役務の提供に関するガイドライン](#)
3. [中古品（古物・海外直輸入古物）取扱いに関するガイドライン](#)
4. [レンタル商品取扱いに関するガイドライン](#)
5. [食品表示に関するガイドライン](#)
6. [酒類取扱いに関するガイドライン](#)
7. [薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン](#)
8. [医薬品取扱いに関するガイドライン](#)
9. [第 1 類医薬品取扱いに関するガイドライン](#)
10. [動物用医薬品取扱いに関するガイドライン](#)
11. [家電製品の販売ガイドライン](#)
12. [回線契約を伴う商品販売に関するガイドライン](#)
13. [中古携帯通信端末取扱いに関するガイドライン](#)
14. [キュービックジルコニアの取扱いに関するガイドライン](#)
15. [18 才以上を対象とするゲームソフトの取扱いに関するガイドライン](#)
16. [金券類に関するルール（金券ガイドライン）](#)
17. [ブランド品取扱いに関するガイドライン](#)
18. [ブランドノベルティ品の取扱いに関するガイドライン](#)

19. [プロスポーツライセンス商材取扱いに関するガイドライン](#)

20. [特定小型原動機付自転車取扱いに関するガイドライン](#)

21. [定額課金（サブスクリプション）を伴う電子機器の取扱いに関するガイドライン](#)

お取扱いに事前審査が必要な商材に関する

ガイドライン

下記の商材についてはお取り扱い前に審査をお受けいただく必要があります。

新たに下記商材についてお取り扱いをご希望の際は「商材追加審査 申請受付フォーム」より申請をお願いいたします。

なお、弊社審査担当からの「取り扱い許可」のご連絡をもって、申請商材のお取り扱いが可能となります。

お取扱いに事前審査が必要な商材

商材種類		補足説明	関連する法律や規約・ガイドライン等
分類	審査が必要な許可単位		
医薬品	第1類医薬品		第1類医薬品取扱いに関するガイドライン 医薬品取扱いに関するガイドライン 薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン 動物用医薬品取扱いに関するガイドライン 薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン
	指定第2類医薬品		
	第2類医薬品		
	第3類医薬品		
	薬局製造販売医薬品		
	動物用医薬品		
医療機器・医薬部外品	高度管理医療機器		薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン
	特定保守管理医療機器		
	管理医療機器		
	一般医療機器		
	医薬部外品		
	動物用医薬部外品		
化粧品・健康食品	化粧品		薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン
	健康食品		
食品・酒類	製造・販売にあたって行政機関からの許	食品衛生法および食品製造業等取締条例に基づく営業許可種類ごとに審査が必要	食品衛生法

	可・届出が必要となる食品	です。 食品の営業許可については各都道府県により判断基準が異なる場合があります。事前に管轄の行政機関にご確認ください。	
	おせち料理セット	食品営業許可の必要有無に関わらず事前に審査が必要となります。	
	酒類		酒類取扱いに関するガイドライン
ライセンス関連商材	ブランド品	対象ブランドごとに審査が必要です。 対象ブランドにつきましては「ブランド品取扱いに関するガイドライン」をご確認ください。	ブランド品取扱いに関するガイドライン
	ブランドノベルティ品	対象ブランドごとに審査が必要です。 対象ブランドにつきましては「ブランドノベルティの取扱いに関するガイドライン」をご確認ください。	ブランドノベルティの取扱いに関するガイドライン
	プロスポーツライセンス商材	対象クラブごとに審査が必要です。 対象クラブにつきましては「プロスポーツライセンス商材取扱いに関するガイドライン」をご確認ください。	プロスポーツライセンス商材取扱いに関するガイドライン
	PC ソフトウェア	対象 PC ソフトウェアメーカーごとに審査が必要です。 対象となる PC ソフトウェアは以下のとおりです。 マイクロソフト社製品、アドビ社製品、トレンドマイクロ社製品、ノートンライフロック社製品、キャノン IT ソリューションズ社製品 (ESET セキュリティソフトウェア)	
古物	中古ブランド品	中古品取り扱い実績 1 年以上の店舗様が対象です。	中古品 (古物・海外直輸入古物) 取扱いに関するガイドライン
	中古ブランドノベルティ品		
	中古医療機器	海外から直接輸入した中古品のみをお取り扱いの場合は審査は不要です。	中古携帯通信端末取扱いに関するガイドライン 特定小型原動機付自転車取扱いに関するガイドライン 古物営業法
	中古パソコン (特定個人情報等が記録された機器および電子媒体等)		
	中古携帯通信端末		

	中古特定小型原動機 付自転車		
	その他	上記以外の商材は「その他」の項目の審査 を通過すればお取り扱い可能となります。	
配送・受取方法	メーカー直送品	メーカー、産地、などから出店者が在庫を 抱えず直接お客様の元へ発送する商材が 対象です。	
	海外直送品	日本国外から、出店者を通さず直接お客様 の元へ発送する商材が対象です。	
	店頭受取	楽天市場上で販売した商品の受取を、店頭 でおこなう場合に審査が必要です。 商材追加審査では、本審査を実施していま せん。	店頭受取の運営に関するガ イドライン
定額課金（サブスクリプション）を伴う 電子機器	電子機器	以下の要件をすべて満たすサブスク機器 （１）料金が本体代と定額使用代に分離し ているもの （２）本体代を楽天市場で、定額使用代を 楽天市場外部での課金契約により別途課 金先へ直接支払うもの （３）本体使用のためには定期的かつ継続 的な外部課金が必要なもの （４）定期的かつ継続的な外部課金の対価 が無形サービスに限定されるもの	定額課金（サブスクリプション）を伴う電子機器の取 扱いに関するガイドライン
時限的な対応に基づ く審査商材 ※消費者保護等の観 点から、時限的な措 置として審査商材に 指定するもの			
その他	検査キット	以下いずれかに該当する場合に審査が必 要です。 (1)人体または動物から排出され、または 採取された検体を回収して医療機関や検 査機関等にて検査し、結果の提供を目的と する検査キット (2)当社が指定する疾病について検査する と想像できるような検査キット	検査キット取扱いに関する ガイドライン

		<p>※人に限らず動物も対象</p> <p>※一般用検査薬（OTC 検査薬）は「医薬品」の審査が必要（検査キット審査は不要）</p> <p>（2）は商品ごとに1つずつ申請が必要</p>	
役務提供	<p>契約の目的物（納品物）が、物品ではなくサービスの提供であるものをいい、役務サービスごとに審査が必要です。</p> <p>具体的には以下のようなサービスが該当します。</p> <p><具体例></p> <p>クリーニングサービス、ハウスクリーニングサービス、エアコンクリーニングサービス、物品保管サービス、印刷サービス、プリントサービス、ダビングサービス、修理サービス、リフォームサービス、ガーデニングサービス、家事代行サービス、葬儀サービス、語学学校、セミナー、研修会、エステ、合宿免許、コンピューターシステム開発・運用・保守サービス など</p>	役務の提供に関するガイドライン	
車体（特定小型原動機付自転車以外）	道路運送車両法に基づく、ナンバープレート取得が必須の車体が対象となります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天オート利用ガイドライン ・ 道路運送車両法 	
特定小型原動機付自転車		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送車両法 ・ 国土交通省 HP「特定小型原動機付自転車について」 ・ 特定小型原動機付自転車取扱いに関するガイドライン 	
ペットフード	<p>ペットフード安全法の対象となる全ペットフードが対象です。</p> <p>（動物用医薬品は「動物用医薬品」の審査対象、動物用医薬部外品は「動物用医薬部外品」の審査対象です。）</p>	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法）	
回線契約を伴う商品	ADSL、光回線、モバイル通信回線等の回線契約を伴う商品、または、それに類すると判断される商品が対象です。	回線契約を伴う商品販売に関するガイドライン	
金券		金券類に関するルール(金券ガイドライン)	

	生体	哺乳類、鳥類、爬虫類は禁止商材です。	
	たばこ		
	金融・保険		
	不動産		
	有価証券・会員権	ゴルフ会員権も含まれます。	

以上

2023年10月31日 最終改定

役務の提供に関するガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

役務の提供は、通常の商品と異なり、サービスの提供を目的とするものになるため、ユーザーとの契約締結に際しては、より慎重かつ丁寧な対応が求められ、トラブルの発生を防止する必要があります。そのため、楽天市場では、この度、役務の提供に関するガイドラインを定めました。

2. 「役務の提供」とは

本ガイドラインにおける「役務の提供」とは、契約の目的物(納品物)が、物品ではなくサービスの提供であるものをいいます。具体的には下記のようなサービスが該当します。

分類	具体的なサービス
ユーザー物品発送型	宅配クリーニング、故障修理、物品保管、洋服のお直し・リメイク
ユーザー訪問型	レッスン（語学・資格等）、参加型イベント、撮影、エステ・美容医療、飲食提供、施術代（理容美容・ネイルサロン）・フィットネスジム・施設入場料
制作納品型	印刷プリント、オーダーメイド、似顔絵、名入れ、システム開発・運用・保守
役務提供者出張型	代行サービス（家事、訪問介護、引っ越し、清掃、見守り等）、家具家電等の組み立て・設置・引き取り、カーメンテナンス（タイヤ取り付け等）、リフォーム工事、住宅メンテナンス

以下の行為及び商品は本ガイドラインの対象外です。

(1)下記の法令による販売者の義務としての行為

- ・家電リサイクル法（例：家電の引き取り）

(2)レンタル商品

- ・別途、レンタル商品取扱いに関するガイドラインを遵守してください。

3. 事前審査について

役務の提供のお取扱いに際しては、事前に審査が必要になります。

審査を受けずに役務の提供を取扱われた場合には、事前の告知なく、該当商品ページの表示制限措置、出店停止措置等の必要な措置を講じる場合があります。

審査申請をご希望の場合は、下記ページ下部の、「商材追加審査 申請受付フォーム」より申請をお願いいたします。

商材追加審査手続きに関するマニュアル

※本ガイドライン制定前から役務の提供をおこなっている店舗様は、すみやかに当社所定の審査申請をおこなっていただきますようお願いいたします。

※商品本体に名入れ（付随役務）をおこなうことや、商品ページ内で商品オプションを用いて役

務関連商品を販売する場合であっても役務審査が必要となります。ただし、制作納品型役務に限り、ユーザーが役務提供の有無を自由に選択可能、かつ当該役務が無料の場合には、審査は不要（審査対象外）となります。

（例：ユーザーが名入れの有無を選択可能、かつ名入れが無料の場合は審査不要）

4. 遵守いただきたいこと

役務の提供のお取扱いに際しては、以下の事項を遵守いただきますようお願い申し上げます。

(1)在庫設定を必ずおこなうこと

役務の提供は、無形のサービスの提供となりますが、在庫の設定をせずに無制限に注文を受け付けますと、受注過多となり、ユーザーへ納期とおりサービスを提供することができなくなるおそれがあります。そのため、役務の提供を商品登録する際には、商品登録時に下記①②を遵守いただきますようお願いいたします。

①商品登録時には、在庫設定を必ずおこなうこと

②在庫切れ時の注文設定を、「在庫切れになっても注文を受け付ける」にはしないこと

(2)クレジットカードの分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払いによる取引はおこなわないこと
役務の提供において利用可能なクレジットカードの支払区分は、一括払いのみとなっております。

役務の提供をおこなう店舗様は、下記①②を遵守いただきますようお願いいたします。

①自動注文確認機能の設定を必ず OFF にすること

②分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払いによる注文が入った場合は、ユーザーにご連絡の上で店舗様にて注文をキャンセルし、別の決済手段で再度ユーザーにご注文いただくか、店舗様にて注文確認前に決済手段の変更をおこなうこと

(3)発送完了報告日を適切に登録すること

発送完了報告日を偽ることは楽天市場では禁止行為となっております。役務の提供は、無形のサービス提供となりますため、商品の発送という行為が伴わないものもございませす。しかし、役務の提供におきましても発送完了報告は、当該契約の目的となる役務の提供終了日(提供終了予定日)に登録いただきますようお願いいたします。

<例>

取扱いサービス	発送完了報告日を登録するタイミング
宅配クリーニングサービス (商品の保管サービスを伴わない場合)	クリーニングが完了した衣類等のユーザーへの発送後
宅配クリーニングサービス (クリーニング後に商品の保管サービスをおこなう場合)	クリーニングおよび保管が完了した衣類等のユーザーへの発送後 ※当社が別途許可した場合を除く
物品保管サービス	保管が完了した物品のユーザーへの発送後 ※当社が別途許可した場合を除く
ハウスクリーニングサービス	クリーニングの完了後

印刷・プリントサービス	印刷・プリントが完了した商品やデータのユーザーへの発送後
故障修理サービス	修理が完了した物品のユーザーへの発送後
セミナー・研修会	セミナー・研修の実施後
役務をサービスチケット化した形態の場合	該当チケット等のユーザーへの発送後

【注意事項】

※発送完了報告日を登録するタイミングは原則上記のとおりとしますが、審査時および審査後の定期的な監査により当社が必要と判断した場合には、一定の制限を設ける場合がありますのであらかじめご了承ください。

(4)契約条件を商品ページ上にユーザーにわかりやすく明記すること

トラブルを未然に防ぎ、ユーザーに納得して申込をおこなっていただけるように、店舗ページ上に、契約条件(納期、キャンセル可否、キャンセル条件、免責事項、損害賠償基準)をわかりやすく明記してください。

必要記載事項	記載場所	備考
納期	R-Storefront の納期情報設定より登録・表示	※注意事項②参照
キャンセル可否	商品ページ (店舗内リンク可)	※注意事項③参照
キャンセル条件	商品ページ (店舗内リンク可)	※注意事項③参照
免責事項	商品ページ (店舗内リンク可)	※注意事項③参照
損害賠償基準	商品ページ (店舗内リンク可)	※注意事項③参照

また、下記に該当する役務の提供をおこなう場合には、当社が指定する必須記載事項を所定の箇所に記載いただきますようお願いいたします。ユーザーより、契約条件に関してお問い合わせを多くいただいておりますため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

<対象役務>

クリーニングサービス (取次ぎ方式の場合を含む)

※ 対象役務は今後追加される場合がございますのでご了承ください。

必要記載事項	記載場所	備考
有効期限	商品ページ、受注確認メール、配送用キット本体 (ユーザーへのキット送付が伴う場合)	※注意事項①参照
有効期限切れ時の対応について	商品ページ、受注確認メール、配送用キット本体 (ユーザーへのキット送付が伴う場合)	※注意事項①参照
納期	R-Storefront の納期情報設定より登録・	※注意事項②参照

	表示	
商品を預かってからクリーニングを実施するまでの期間	商品ページ（店舗内リンク可）	※注意事項③参照
クリーニング後の保管状態を示す画像 （実際の保管庫の写真）	商品ページ（店舗内リンク可） （保管サービスを伴う場合）	※注意事項③参照
キャンセル可否	商品ページ（店舗内リンク可）	※注意事項③参照
キャンセル条件	商品ページ（店舗内リンク可）	※注意事項③参照
免責事項	商品ページ（店舗内リンク可）	※注意事項③参照
損害賠償基準	商品ページ（店舗内リンク可）	※注意事項③参照

【注意事項】

- ① 役務を受けるユーザー側の権利行使（宅配クリーニングサービスにおけるユーザーからのクリーニング対象商品送付等）が必要な役務に関しましては、ユーザー側の権利行使の有効期限と有効期限が切れた場合の契約条件を必ず記載いただきますようお願いいたします（有効期限は「受注後1ヵ月以上6ヵ月未満」の範囲で設定してください）。ユーザーが一定期間内に権利の行使をおこなわなかった場合に、送付キットの代金・送料等の実費を請求したうえで、注文をキャンセルすることは禁止行為には該当しませんが、契約条件は必ず明記いただきますようお願いいたします。
- ② 納期情報につきましては、別途定める「商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドライン」をご参照の上、R-Storefront の納期情報設定より登録・表示してください。それ以外の契約条件については、商品説明文に記載してください。
- ③ 契約条件は、PC 用商品ページだけでなく、スマートフォン用商品ページ・モバイル用商品ページにも記載いただく必要があります。文字数制限により必要な情報を記載できない場合には、会社概要ページや、PC 用ページ等へリンクを貼る形で可とします。
- ④ 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害の全部免責条項（軽過失含む）や一部免責条項（故意重過失の場合）等は、消費者契約法により無効となりますのでご注意ください。

(5) 配送情報を登録・表示すること

宅配クリーニングサービスのような、物品のユーザーへの返送が伴う役務の場合には、「役務の提供」時に、R-Backoffice より、受注情報にお荷物伝票番号および配送会社を登録・表示していただきますようお願いいたします。

※具体的な登録・表示方法については、別途定める「商品の在庫設定・納期情報設定および配送に関するガイドライン」をご参照ください。

(6) 各種法令および当社が別途定める規約・ガイドライン・取扱い条件を遵守すること

- ① 出店者の運営体制等に鑑み当社が必要と判断した場合、当社は、出店者に対して、販売の上限等、一定の取扱い条件を設ける場合があります。当社が条件を設けた場合、出店者は当社が定めた条件を遵守するものとします。

<参考：宅配クリーニングサービスにおける販売上限の設定目安>

	3月～6月の受注上限	年間の受注上限
クリーニング販売実績無し	3,000件	4,000件
クリーニング販売実績あり	過去実績等を審査のうえ決定	

※上記はあくまでも目安となります。実際の販売上限については、店舗様の状況等を審査の上、個別に判断いたしますのでご了承ください。

②特定商取引法上の、「特定継続的役務提供」に該当する場合には、同法が定める事項も遵守する必要がありますのでご注意ください。

5. 本ガイドライン違反時の罰則

本ガイドラインに違反する行為が確認された場合、楽天市場出店規約に基づき、事前の告知なく、該当商品の表示制限措置、出店停止措置等の必要な措置を講じる場合があります。

以上

2017年04月03日 制定

2023年04月03日 最終改定

中古品（古物・海外直輸入古物）取扱いに関する

ガイドライン

※従来版

本ガイドラインはSKUに移行前の店舗様向けのガイドラインです。

1. 「古物」の定義

古物とは、一度使用された品物、もしくは未使用の品物で新たに使用するために仕入れたもの、それらの品物に手入れをしたものをいいます。

古物を商売として販売する場合には、古物営業法上、主たる営業所が所在する都道府県公安委員会により古物商の許可を受けることが必要となります。

また、ホームページ上で古物を販売する場合は、古物商の表記を記載していただく必要があります。

2. 「古物」取り扱いにあたっての事前審査について

楽天市場において古物を取り扱う場合には、お取り扱いの前に審査で古物商免許を確認しております。

古物のお取り扱いを希望される場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

申請条件

中古品の取り扱い実績が1年以上あること。

審査基準

中古品の取り扱い実績、取り扱い商材、実店舗の有無等から総合的に判断いたします。

実績が十分な場合でも商材の種類や仕入れ方法によっては不許可とする場合がございます。あらかじめご了承ください。

その他の注意事項

以下の商材を取り扱う場合、個別に1つずつ申請が必要です。

- ・中古ブランド品
- ・中古ブランドノベルティ品
- ・中古医療機器
- ・中古パソコンなど（特定個人情報等が記録された機器および電子媒体等）
- ・中古携帯通信端末
- ・中古特定小型原動機付自転車※

※道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行にともない、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として定められた「特定小型原動機付自転車」のこと。

3. 古物商の表記について

楽天市場において古物の販売をおこなう場合には、トップページ、会社概要ページに古物商の表記を記載していただくことが必要となります。

<具体的な記載箇所>

- ・ 店舗トップページ
- ・ 会社概要ページ (info.html)

<古物商表記項目>

- ・ 氏名または名称 例：〇〇株式会社
(個人許可の方はお名前、法人許可の場合は法人の正式名称。屋号のみ、略称等は無効です。)
- ・ 許可公安委員会名 例：〇〇県公安委員会
- ・ 許可証番号 例：第*****号 (許可証記載の 12 桁の番号です。)

4. 海外から日本国内に直接輸入して販売する場合

店舗様ご自身が海外から直接輸入した中古品を販売するということであれば、古物商の許可は不要となります (商材追加審査申請についても不要となります)。

楽天市場にてそのような商品をお取り扱いの店舗様におかれましては、古物商許可が必要とならない商品であることをわかりやすくするために、海外直輸入 USED 品、海外直輸入中古品と記載していただきますよう、お願いいたします。

<具体的な記載箇所>

- ・ 海外から直接輸入した中古品の商品ページ

<具体的な記載例>

- ・ 「海外直輸入USED品」
- ・ 「海外直輸入中古品」

5. 中古タグ ID の登録について

中古品 (古物・海外直輸入古物) を商品登録する際には、中古タグ ID およびコンディションタグ ID の登録を必須としております。

<中古タグ>

全商品サーチにて中古で絞り込みができる機能であり、商品ページにアイコンが表示されます。

<コンディションタグ>

検索結果一覧画面にて価格下部に商品の状態 (コンディション) を 5 段階で表示できる機能です。

※対象外ジャンル

食品、スイーツ、水・ソフトドリンク、インナー・下着・ナイトウエア、ビール、学び・サービス・

保険、

旅行・出張・チケット、ダイエット・健康、医薬品・コンタクト・介護、美容・コスメ・香水

※ ダイエット・健康、医薬品・コンタクト・介護、美容・コスメ・香水については、薬事法に抵触するおそれがあるため対象外となっております。

※ なお中古品（古物・海外直輸入古物）以外への中古タグID登録は禁止といたします。



6. タグIDについて

タグIDについては以下のIDをご入力ください。

タグ種別	タグ詳細	タグID
中古タグ	—	9000001
タグ種別	タグ詳細	タグID
コンディションタグ	新品品・未使用品	9000007
コンディションタグ	ほぼ新品	9000002
コンディションタグ	非常に良い	9000003
コンディションタグ	良い	9000004
コンディションタグ	可	9000005
コンディションタグ	難あり	9000006

- コンディションタグの登録については「8. コンディション登録基準について」の各ジャンルの登録基準を元にご登録ください。
- 楽天負担のポイントキャンペーンでは【中古】のキーワードがポイント付与条件となるため、キーワードは消さないでください。

7. 新古品・未使用品タグについて

新古品・未使用タグの登録は、中古品および新古品・未使用品両方にチェックを入れる必要があります。

直接で登録の場合

商品登録情報

全商品デレクトリD【必須】 101361 <半角数字or文字> ID検索
CD・DVD・楽器>DVD>洋画>アクション

タグID 9000001/9000007
※タグID検索画面からタグを選択することで自動で入力されます。
※直接入力する場合、複数のタグIDは「/」(半角スラッシュ)で区切って入力
(例)フランス、赤、ボルドーの場合⇒1000014/1000000/1000138

「新古品・未使用品」のタグは他の中古タグと同じように、商品名の下にアイコンが表示されます。



8. コンディション登録基準について

各ジャンルにおける中古のコンディションの基準を記載しております。

商品ページにてユーザーにわかるように、商品の状態や中古コンディションの説明をしていただくようお願いいたします。

また、写真などでは伝わりきらない、匂いの有無も必要があれば記載をしてください。

ランク	本・雑誌・コミック	CD DVD ゲーム
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品

ほぼ新品	<ul style="list-style-type: none"> 書き込みや折り目、日焼けなどのダメージがカバーとページになく、読まれた形跡が見た目にはない新品同様の商品 	<ul style="list-style-type: none"> 新品販売時のフィルム包装は開封済みだが、歌詞カードや、説明書、付属品なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品
非常に良い	<ul style="list-style-type: none"> 使用されてはいるが、全体的に非常にきれいな状態 日焼けや書き込み、折り目などがカバーやページになく、表紙にほとんどキズがない商品 	<ul style="list-style-type: none"> 多少の使用感はあるが、歌詞カードや、説明書、付属品なども揃っており、再生や動作にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	<ul style="list-style-type: none"> 使用はされているが、全体的にきれいな状態の商品 ページやカバーが完全な状態で、背表紙に多少の傷が見られる商品。ページに書き込みや線引きがなく、印などが付いていない商品 	<ul style="list-style-type: none"> 歌詞カードや説明書、ケースに、気にならない程度の傷や汚れがあるが、良い状態で、再生や動作に問題がない商品。
可	<ul style="list-style-type: none"> 使用感があるが、文章が問題なく読める状態の商品 ページが完全にそろっていて(カバー・付属品がなくても可能)、線引きや書き込み、印が付いていても文章を読むことができる商品 	<ul style="list-style-type: none"> 歌詞カードや説明書、ケースに傷や汚れがあったり、一部が欠損している、または本体に多少の傷等はあるものの再生や動作に問題がない商品
難あり	<ul style="list-style-type: none"> 可のコンディションを下回る商品。線引きや書き込み、印が付いていたり、一部染みがあったりするが、文章を読むことができる商品 	<ul style="list-style-type: none"> 可のコンディションを下回る商品。歌詞カードや説明書、ケースに目立った傷や汚れがある、一部が欠損している、または本体に目立った傷等はあるものの再生や動作に問題がない商品

ランク	ゲーム以外のおもちゃ PC周辺機器 家電・AV・カメラ 楽器	
新古品 未使用品	<ul style="list-style-type: none"> 通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない 	
ほぼ新品	<ul style="list-style-type: none"> 元箱や保証書、取り扱い説明書なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品 	
非常に良い	<ul style="list-style-type: none"> 多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品 	
良い	<ul style="list-style-type: none"> 多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品 	
可	<ul style="list-style-type: none"> 汚れや傷もあるが動作には問題がない商品 	
難あり	<ul style="list-style-type: none"> 可のコンディションを下回る商品 	

	・目立った汚れや傷、ダメージがあるが動作には問題がない商品
--	-------------------------------

ランク	携帯電話
新古品 未使用品	・未使用品（新品同様の状態） ・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない
非常に良い	・目立つ傷がなく非常にきれいな状態 （液晶への傷がなく外装の傷・汚れが微細） ・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	・細かな傷・薄いかすり傷があり、使用感がある状態 （液晶に薄い傷や、外装に微細な傷・汚れ等が多少見受けられる） ・多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
可	・目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 （液晶に目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ） ・汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
難あり	・目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態 （液晶を含め全般に傷や打痕や割れ等がある） ・可のコンディションを下回る商品

ランク	キッズ・ベビー・マタニティ ジュエリー・アクセサリ バッグ・小物・ブランド 雑貨 腕時計 メンズファッション レディースファッション 靴
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。
ほぼ新品	・紙タグや値札等はカットされていても、見た目には新品の商品、もしくは試着程度で使用感のない商品
非常に良い	・多少の使用感はあるが、使用回数も数回程度で非常に良い状態の商品
良い	・使用感はあるが、目立った汚れや破れ等のダメージがない商品
可	・使用感があり、多少の汚れやダメージ等もあるが着用や使用には支障がない商品
難あり	・可のコンディションを下回る商品 ・目立った汚れやダメージはあるが着用には支障がない商品

ランク	スポーツ・アウトドア
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品

	ただし、保障の有無は問わない
ほぼ新品	・実際の使用や試しでの使用もなくほぼ無傷で見た目には新品の商品
非常に良い	・全体的にはきれいで傷や使用感はよく見ないと分からない、非常に良い状態の商品
良い	・多少の使用感はあるが目立った傷も少なく程度の良い商品
可	・使用感があり、目立った汚れや傷、へこみ等もあるが使用には問題がない商品
難あり	・使用感が強く、目立った汚れや傷、へこみ等も多く見られるが、使用には問題がない商品

ラ ン ク	車・バイク（車体のみ）	車用品・バイク用品（パーツ）	車用品・バイク用品（パーツ以外）
新 古 品 未 使 用品	・登録済み未使用車および展示車両に限る	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。
ほ ぼ 新 品	・内装・外装ともに汚れや傷、へこみ等もなく見た目には新車同様の商品	・汚れや傷がない見た目には新品の商品	・元箱や保証書、説明書、付属品なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品
非 常 に 良 い	・内装・外装ともに目立たない程度の傷やへこみはあるが見た目には新車とまでは言えない商品	・多少の使用感はあるが、目立った汚れや傷、へこみ等もなく非常に良い状態の商品	・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品
良 い	・内装・外装ともに目立たない程度の傷やへこみはあるが程度の良い商品	・多少の汚れや傷もあるが使用には問題がない商品	・多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
可	・内装・外装に傷やへこみがあるが、運転には支障がない商品	・汚れや傷、へこみ等もあるが使用には問題がない商品	・汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
難 あ り	・内装・外装に目立った汚れや傷、ダメージがあるが、運転には支障がない商品	・目立った汚れや傷、へこみ等があるが、使用には問題がない商品	・可のコンディションを下回る商品。目立った汚れや傷、ダメージがあるが動作には問題がない商品

ランク	インテリア・寝具・収納 キッチン用品・食器・調理器具 花・ガーデン・DIY 日用品雑貨・文房具・手芸 ペット・ペットグッズ・その他
-----	--

新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。
ほぼ新品	・元箱や保証書、取り扱い説明書などがある場合には、それらが揃っており、汚れや傷がない見た目にはない商品
非常に良い	・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、使用にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	・多少の汚れや傷もあるが使用には問題がない商品
可	・汚れや傷もあるが使用には問題がない商品
難あり	・目立った汚れや傷、ダメージがあるが使用には問題がない商品

9. 中古キーワード【中古】の記載について

楽天市場において、中古商品の販売をおこなう場合には、商品名に【中古】の記載が必要です。

- ※ 商品名に【中古】の記載をすることで、楽天原資のポイント企画に参加することもできます。
- ※ 【中古】の記載については、商品名登録ガイドラインの記載方法を推奨します。



10. 古物営業法・古物商の許可申請について

詳しくは、以下のページをご参照いただきますようお願いいたします。

[<警視庁> 古物営業](#)

[<東京都公安委員会> 【URLを届出された方へ】](#)

以上

2023年04月28日 最終改定

中古品（古物・海外直輸入古物）取扱いに関する

ガイドライン

※SKU 移行後

1. 「古物」の定義

古物とは、一度使用された品物、もしくは未使用の品物で新たに使用するために仕入れたもの、それらの品物に手入れをしたものをいいます。

古物を商売として販売する場合には、古物営業法上、主たる営業所が所在する都道府県公安委員会により古物商の許可を受けることが必要となります。

また、ホームページ上で古物を販売する場合は、古物商の表記を記載していただく必要があります。

2. 「古物」取扱いにあたっての事前審査について

楽天市場において古物を取り扱う場合には、お取り扱いの前に審査で古物商免許を確認しております。

古物のお取り扱いを希望される場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

申請条件

中古品の取り扱い実績が1年以上あること。

審査基準

中古品の取り扱い実績、取り扱い商材、実店舗の有無等から総合的に判断いたします。

実績が十分な場合でも商材の種類や仕入れ方法によっては不許可とする場合がございます。あらかじめご了承ください。

その他の注意事項

以下の商材を取り扱う場合、個別に1つずつ申請が必要です。

- ・中古ブランド品
- ・中古ブランドノベルティ品
- ・中古医療機器
- ・中古パソコンなど（特定個人情報等が記録された機器および電子媒体等）
- ・中古携帯通信端末
- ・中古特定小型原動機付自転車※

※道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行にともない、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として定められた「特定小型原動機付自転車」のこと。

[特定小型原動機付自転車について](#) - 自動車 - 国土交通省

3. 古物商の表記について

楽天市場において古物の販売をおこなう場合には、トップページ、会社概要ページに古物商の表記を記載していただくことが必要となります。

<具体的な記載箇所>

- ・ 店舗トップページ
- ・ 会社概要ページ (info.html)

<古物商表記項目>

- ・ 氏名または名称 例：〇〇株式会社
(個人許可の方はお名前、法人許可の場合は法人の正式名称。屋号のみ、略称等は無効です。)
- ・ 許可公安委員会名 例：〇〇県公安委員会
- ・ 許可証番号 例：第*****号 (許可証記載の 12 桁の番号です。)

4. 海外から日本国内に直接輸入して販売する場合

店舗様ご自身が海外から直接輸入した中古品を販売するということであれば、古物商の許可は不要となります (商材追加審査申請についても不要となります)。

楽天市場にてそのような商品をお取り扱いの店舗様におかれましては、古物商許可が不要な商品であることをわかりやすくするために、海外直輸入 USED 品、海外直輸入中古品と記載していただきますよう、お願いいたします。

<具体的な記載箇所>

- ・ 海外から直接輸入した中古品の商品ページ

<具体的な記載例>

- ・ 「海外直輸入USED品」
- ・ 「海外直輸入中古品」

5. 中古商品属性の登録について

中古品 (古物・海外直輸入古物) を商品登録する際には、状態および中古状態の登録を必須としております。

<状態>

全商品サーチにて中古で絞り込みができる機能であり、商品ページにアイコンが表示されます。

<中古状態>

検索結果一覧画面にて価格下部に商品の状態 (コンディション) を 5 段階で表示できる機能です。

※対象外ジャンル

食品、スイーツ、水・ソフトドリンク、インナー・下着・ナイトウエア、ビール、学び・サービス・保険、

旅行・出張・チケット、ダイエット・健康、医薬品・コンタクト・介護、美容・コスメ・香水

※ ダイエット・健康、医薬品・コンタクト・介護、美容・コスメ・香水については、薬機法に抵触するおそれがあるため対象外となっております。

※ なお中古品（古物・海外直輸入古物）以外への状態（中古）の登録は禁止といたします。



6. 商品属性について

商品属性については以下の属性をご入力ください。

商品属性種別	商品属性選択肢
状態	中古
商品属性種別	商品属性選択肢
中古状態	新古品・未使用品
中古状態	ほぼ新品
中古状態	非常に良い
中古状態	良い
中古状態	可
中古状態	難あり

- 中古状態の登録については「8. 中古状態の登録基準について」の各ジャンルの登録基準を元にご登録ください。
- 楽天負担のポイントキャンペーンでは【中古】のキーワードがポイント付与条件となるため、キーワードは消さないでください。

7. 新古品・未使用品商品属性について

新古品・未使用品商品属性の登録は、「製品情報」から当該項目を選択する必要があります。

バリエーション	販売・価格	在庫・配送	製品情報	ページデザイン
ジャンルID 商品仕様				
50 文字以内 (縦棒) 区切りで複数入力可				
状態	<input type="text"/>			
中古状態	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 新品・未使用品 <input type="checkbox"/> 中古品-ほぼ新品 <input type="checkbox"/> 中古品-非常に良い <input type="checkbox"/> 中古品-良い <input type="checkbox"/> 中古品-可 <input type="checkbox"/> 中古品-難あり 			
販売形態 (並行輸入品)				
販売形態 (訳あり)				

「新品・未使用品」の商品属性は他の中古商品属性と同じように、商品名の下にアイコンが表示されます。

8. 中古状態の登録基準について

各ジャンルにおける中古状態の基準を記載しております。

商品ページにてユーザーにわかるように、商品の状態や中古状態の説明をしていただくようお願いいたします。

また、写真などでは伝わりきらない、匂いの有無も必要があれば記載をしてください。

ランク	本・雑誌・コミック	CD DVD ゲーム
新品 未使用品	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品
ほぼ新品	<ul style="list-style-type: none"> ・書き込みや折り目、日焼けなどのダメージがカバーとページになく、読まれた形跡が見た目にはない新品同様の商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・新品販売時のフィルム包装は開封済みだが、歌詞カードや、説明書、付属品なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品
非常に良い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用されてはいるが、全体的に非常にきれいな状態 ・日焼けや書き込み、折り目などがカバーやページになく、表紙にほとんどキズがない商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・多少の使用感はあるが、歌詞カードや、説明書、付属品なども揃っており、再生や動作にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用はされているが、全体的にきれいな状態の商品 ・ページやカバーが完全な状態で、背表紙に多少の傷が見られる商品。ページに書き込みや線引きがなく、印などが付いていない商品 	<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞カードや説明書、ケースに、気にならない程度の傷や汚れがあるが、良い状態で、再生や動作に問題がない商品。
可	<ul style="list-style-type: none"> ・使用感があるが、文章が問題なく読める状態の商品 ・ページが完全にそろっていて（カバー・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・歌詞カードや説明書、ケースに傷や汚れがあったり、一部が欠損している、または本体に多少の傷等はあるものの再生や動作に問題がない

	付属品がなくても可能)、線引きや書き込み、印が付いていても文章を読むことができる商品	い商品
難あり	・可のコンディションを下回る商品。線引きや書き込み、印が付いていたり、一部染みがあったりするが、文章を読むことができる商品	・可のコンディションを下回る商品。歌詞カードや説明書、ケースに目立った傷や汚れがある、一部が欠損している、または本体に目立った傷等はあるものの再生や動作に問題がない商品

ランク	ゲーム以外のおもちゃ PC 周辺機器 家電・AV・カメラ 楽器	
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない	
ほぼ新品	・元箱や保証書、取り扱い説明書なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品	
非常に良い	・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品	
良い	・多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品	
可	・汚れや傷もあるが動作には問題がない商品	
難あり	・可のコンディションを下回る商品 ・目立った汚れや傷、ダメージがあるが動作には問題がない商品	

ランク	ゲーム以外のおもちゃ PC 周辺機器 家電・AV・カメラ 楽器	
新古品 未使用品	・未使用品（新品同様の状態） ・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない	
非常に良い	・目立つ傷がなく非常にきれいな状態 （液晶への傷がなく外装の傷・汚れが微細） ・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品	
良い	・細かな傷・薄いかすり傷があり、使用感がある状態 （液晶に薄い傷や、外装に微細な傷・汚れ等が多少見受けられる） ・多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品	
可	・目立つ傷や擦り傷等があり、明らかな使用感がある状態 （液晶に目立つ傷、複数の傷がある。全体的に傷・汚れ・塗装剥がれが目立つ） ・汚れや傷もあるが動作には問題がない商品	
難あり	・目に見えてダメージがあり、激しい損傷または破損している状態	

	(液晶を含め全般に傷や打痕や割れ等がある) ・可のコンディションを下回る商品
--	---

ランク	キッズ・ベビー・マタニティ ジュエリー・アクセサリ バッグ・小物・ブランド雑貨 腕時計 メンズファッション レディースファッション 靴
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。
ほぼ新品	・紙タグや値札等はカットされていても、見た目には新品の商品、もしくは試着程度で使用感のない商品
非常に良い	・多少の使用感はあるが、使用回数も数回程度で非常に良い状態の商品
良い	・使用感はあるが、目立った汚れや破れ等のダメージがない商品
可	・使用感があり、多少の汚れやダメージ等もあるが着用や使用には支障がない商品
難あり	・可のコンディションを下回る商品 ・目立った汚れやダメージはあるが着用には支障がない商品

ランク	スポーツ・アウトドア
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない
ほぼ新品	・実際の使用や試しでの使用もなくほぼ無傷で見た目には新品の商品
非常に良い	・全体的にはきれいで傷や使用感はよく見ないと分からない、非常に良い状態の商品
良い	・多少の使用感はあるが目立った傷も少なく程度の良い商品
可	・使用感があり、目立った汚れや傷、へこみ等もあるが使用には問題がない商品
難あり	・使用感が強く、目立った汚れや傷、へこみ等も多く見られるが、使用には問題がない商品

ランク	車・バイク (車体のみ)	車用品・バイク用品 (パーツ)	車用品・バイク用品 (パーツ以外)
新古品 未使用品	・登録済み未使用車および展示車両に限る	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わ	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わ

		ない。	ない。
ほぼ新品	・内装・外装ともに汚れや傷、へこみ等もなく見た目には新車同様の商品	・汚れや傷がない見た目には新品の商品	・元箱や保証書、説明書、付属品なども揃っており、汚れや傷がない見た目には新品の商品
非常に良い	・内装・外装ともに目立たない程度の傷やへこみはあるが見た目には新車とまでは言えない商品	・多少の使用感はあるが、目立った汚れや傷、へこみ等もなく非常に良い状態の商品	・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、動作にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	・内装・外装ともに目立たない程度の傷やへこみはあるが程度の良い商品	・多少の汚れや傷もあるが使用には問題がない商品	・多少の汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
可	・内装・外装に傷やへこみがあるが、運転には支障がない商品	・汚れや傷、へこみ等もあるが使用には問題がない商品	・汚れや傷もあるが動作には問題がない商品
難あり	・内装・外装に目立った汚れや傷、ダメージがあるが、運転には支障がない商品	・目立った汚れや傷、へこみ等があるが、使用には問題がない商品	・可のコンディションを下回る商品。目立った汚れや傷、ダメージがあるが動作には問題がない商品

ランク	インテリア・寝具・収納 キッチン用品・食器・調理器具 花・ガーデン・DIY 日用品雑貨・文房具・手芸 ペット・ペットグッズ・その他
新古品 未使用品	・通常の新品販売とは異なるルートから仕入れた新品や、一度販売されたものの、未開封のまま一度も利用されずに再販する商品 ただし、保障の有無は問わない。
ほぼ新品	・元箱や保証書、取り扱い説明書などがある場合には、それらが揃っており、汚れや傷がない見た目にはない商品
非常に良い	・多少の使用感はあるが、付属品や説明書なども揃っており、使用にも問題がない非常に良い状態の商品
良い	・多少の汚れや傷もあるが使用には問題がない商品
可	・汚れや傷もあるが使用には問題がない商品
難あり	・目立った汚れや傷、ダメージがあるが使用には問題がない商品

9. 中古キーワード【中古】の記載について

楽天市場において、中古商品の販売をおこなう場合には、商品名に【中古】の記載が必要です。

- ※ 商品名に【中古】の記載をすることで、楽天原資のポイント企画に参加することもできます。
- ※ 【中古】の記載については、商品名登録ガイドラインの記載方法を推奨します。



10. 古物営業法・古物商の許可申請について

詳しくは、以下のページを参照してください。

[<警視庁> 古物営業](#)

[<東京都公安委員会> 【URLを届出された方へ】](#)

以上

2023年04月03日 制定

2023年06月30日 最終改定

レンタル商品取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、楽天市場出店者が、出店ページ等においてレンタル商品を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

2. 本ガイドラインの対象

レンタル商品（代金と引き替えに一定期間貸し出すことを目的とした商品）の取扱いが対象となります。
※レンタル商品は役務商品の取扱いに関する審査の対象とはなりません。

3. 遵守事項

- (1)商品名の先頭に【レンタル】と記載すること
- (2)レンタル品タグ（タグ ID：5002023）を登録すること
- (3)各商品ページに、下記の必須記載事項を登録すること
 - ① レンタル期間の延長や延滞が発生した場合のルール
 - ② 故障、汚破損、紛失、盗難が発生した場合のルール
 - ③ 初期不良時の対応方針（運送事故含む）
 - ④ キャンセルポリシー
 - ⑤ レンタル（予約）の確定タイミング
 - ⑥ 課金対象期間（レンタル開始日・終了日の定義を明確にしてください）

注意事項

- 独自の利用規約がある場合で、利用規約で上記必須記載事項が網羅されている場合は、別途の記載は必要ありません。ただし、全ての商品ページ上に利用規約を掲載してください（別ページへのリンク可、PDF ファイル不可）
- 独自の利用規約がある場合でも、利用規約内で①～⑥の項目が網羅されていない場合は、不足項目を商品ページ上に記載してください。

(4)お客様との取引・決済は全て楽天市場の買い物かごを通して行うこと

※レンタル期間の延長や延滞が発生した場合は、商品価格を修正して対応するか、延長・延滞金徴収用の商品を登録したうえで、買い物かごを通して決済してください。

4. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの遵守事項（1）～（3）に違反した場合は、楽天市場出店規約等に基づき、出店停止等の必要な措置を講じる場合があります。

(2)本ガイドラインの遵守事項（4）に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-

(6)-1 サイト外取引およびそれを誘導する行為」(違反点数 35 点) にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

以上

2018 年 05 月 24 日制定

2022 年 02 月 21 日最終改定

食品表示に関するガイドライン

1. 楽天市場食品必須記載事項について

楽天市場で食品を取り扱われる場合は、ユーザーの安全・安心対策として、以下の【楽天市場食品必須記載事項】を商品ページへ記載することを必須といたします。食品表示法に基づき容器包装に表示されている食品表示を、楽天市場のページ上にも表示することで、ユーザーにより安心してお買い物を楽しんでいただくことを目的とするものになりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

【楽天市場食品必須記載事項】

対象：食品全般

(1) 農産物（丸ごと、カット単品、カット同種混合）

- 1) 名称（商品名）
- 2) 産地名（国産（都道府県名等の地名）、外国産（地名）
 - ※しいたけには「菌床」、「原木」の表示をすること
 - ※産地名が複数に渡る場合は複数名の産地を記載
 - ※季節ごとに産地が異なる場合などはその旨を記載

<記載例>

名称	白菜
産地名	国産（島根県）

(2) 玄米、精米

■(2)-1 単一原料米の場合<農産物検査による証明がある場合>

- 1) 名称（精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米）
 - 2) 産地、品種、産年
(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載)
 - 3) 使用割合（10割または単一原料米と明記）
 - 4) 内容量（キログラムまたはグラムで記載）
 - 5) 精米時期（玄米販売の場合は不要）
- ※ 食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米		
	新潟県産	コシヒカリ	2022年
	産地物検査証明による		
内容量	10 kg		

精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)
------	-----------------------------------

■(2)-2 単一原料米<農産物検査による証明がない場合>

- 1) 名称 (精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 産地、品種、産年
(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載)
- 3) 使用割合 (10 割または単一原料米と明記)
- 4) 内容量 (キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期 (玄米販売の場合は不要)

※ 食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米		
原料玄米	産地	品種	産年
	単一原料米 新潟県産 コシヒカリ 種子の記録および生産記録による		2022 年
内容量	10 kg		
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)		

■(2)-3 ブレンド米<農産物検査による証明がある場合>

- 1) 名称 (精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 種類 (複数原料米またはブレンド米等と明記)
- 3) 原産国と使用割合
(検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載可能 (任意))
- 4) 内容量 (キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期 (玄米販売の場合は不要)

※ 食品表示法では食品表示として販売者名の記載が義務付けられていますが、特定商取引法の表示義務としてページ内に記載されることから、ここでは省略可能とします。

<記載例>

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米 国内産			10 割

	千葉県産 コシヒカリ 2022年度 7割 新潟県産 コシヒカリ 2022年度 3割 種子の購入記録および生産記録による
内容量	10 kg
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)

※複数の検査米を用いた場合は、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて、産地・品種・産年を記載することもできます。

■(2)-3ブレンド米<農産物検査による証明がない場合>

- 1) 名称 (精米、うるち精米、もち精米、玄米、胚芽精米)
- 2) 種類 (複数原料米またはブレンド米等と明記)
- 3) 原産国と使用割合
(米トレーサビリティ法に基づき伝達された産地をその事実に基づいて表示する場合、都道府県等の産地を記載可能 (任意))
- 4) 内容量 (キログラムまたはグラムで記載)
- 5) 精米時期 (玄米販売の場合は不要)

<記載例>

名称	精米			
原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			10割
	千葉県産	コシヒカリ	2022年度	7割
	新潟県産	コシヒカリ	2022年度	3割
	種子の購入記録および生産記録による			
内容量	10 kg			
精米時期	別途商品ラベルに記載 (注文時に精米する場合はその旨を明記)			

(3) 畜産物

■(3)-1 食肉 (パック詰めされているもの)

- 1) 名称 (牛肉や豚肉等の一般的名称と部位名)
- 2) 産地名 (国産 (都道府県等の地名)、外国産 (原産国名等の地名)、産地名が頻繁に異なる場合はその旨を明記すること
(オーストラリア産、時期により他国産の場合あり等))
- 3) 内容量 (キログラムまたはグラムで記載)
- 4) 消費期限 (記載例のような表現でも可)

- 5) 保存方法（保存方法を記載）
- 6) 加工業者（加工業者の名称、住所を記載）

<記載例>

名称	牛バラ肉
産地名	オーストラリア産
内容量	100g
消費期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	4℃以下で保存
加工業者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■(3)-2 卵

- 1) 名称（鶏卵など一般的な名称で記載）
- 2) 内容量
- 3) 産地名（国産（都道府県等の地名）、外国産（原産国名等の地名）
- 4) 選別包装者（事業者の名称、住所を記載）
- 5) 賞味期限
- 6) 保存方法（保存方法を記載）
- 7) 使用方法（注意事項等記載）

<記載例>

名称	鶏卵（生食用）
内容量	10 個
原産地	国産（〇〇県）
選別包装者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇
賞味期限	製造年月日（出荷日）より 14 日間
保存方法	10℃以下で保存
使用方法	生食の場合は賞味期限内に使用し、 賞味期限経過後は十分加熱調理してください

(4) 水産物

■(4)-1 鮮魚（パック詰めされていないもの）

- 1) 名称（魚の名称）
- 2) 産地名
- 3) 養殖・解凍の別

<記載例>

名称	ぶり
産地名	鹿児島県産
養殖・解凍	養殖

■(4)-2 鮮魚（パック詰めされているもの）

- 1) 名称
- 2) 内容量
- 3) 産地名
- 4) 養殖・解凍の別
- 5) 消費期限（記載例のような表現でも可）
- 6) 保存方法（保存方法を記載）
- 7) 加工業者名（事業者の名称、住所を記載）

<記載例>

名称	メバチマグロ
内容量	100g
産地名	韓国産
養殖・解凍	解凍
消費期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	10℃以下で保存
加工業者名	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■(4)-3 生かき（パック詰めされているもの）

- 1) 名称（一般的名称）
- 2) 内容量
- 3) 原産地・採取海域（最終的に採取された海域または湖沼）
- 4) 消費期限
- 5) 保存方法（保存方法を記載）
- 6) 加工業者（加工業者の名称と住所）

<記載例>

名称	生かき
内容量	10 個
原産地採取海域	広島県海域広島湾
消費期限	出荷日より 5 日（要冷蔵）
保存方法	10℃以下で保存 生ものですのでできるだけ早くお召し上がりください

加工業者名	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇
-------	--------------------

(5) 加工食品

■(5)-1 国内で製造されたもの事例 1

- 1) 名称（一般的名称）
- 2) 原材料名（使用した原材料）
 - ※ 原料原産地表示をおこなうこと
 - ※ 食品と添加物は区分して表示してください
- 3) 内容量（グラム、ミリリットル、個数等の単位で記載）
- 4) 賞味期限（記載例のような表現でも可）
- 5) 保存方法（保存方法を記載）
- 6) 製造者（原則、表示責任者の名称と所在地、製造所の名称と所在地の記載が必要）

<記載例>

名称	豆菓子
原材料名	落花生（国産）、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ（小麦を含む）、食塩、砂糖、香辛料 / 調味料（アミノ酸等）、着色料（カラメル、紅麹、カロチノイド）
内容量	100g
賞味期限	別途商品ラベルに記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください
製造者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■(5)-1 国内で製造されたもの事例 2

鍋セットなどのセット商品の場合、素材の構成要素ごとに原材料名を表示してください。

<記載例>

名称	つみれ鍋セット
原材料名	つみれ：（国内製造） いわし、でん粉、食塩、植物性たん白（小麦・大豆を含む）、砂糖 / 調味料（アミノ酸等）、酸化防止剤（ビタミン C） 野菜：白菜、長ネギ、ごぼう、人参 スープ：しょうゆ（小麦・大豆を含む）、鶏ガラエキス、食塩、香辛料 / 調味料（アミノ酸等）
内容量	2人前
賞味期限	冷蔵 3日間

保存方法	要冷蔵（10℃以下）
製造者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■(5)-2 輸入されたもの

- 1) 名称（一般的名称）
- 2) 原材料名（使用した原材料）
- 3) 内容量（グラム、ミリリットル、個数等の単位で記載）
- 4) 賞味期限（記載例のような表現でも可）
- 5) 保存方法
- 6) 原産国名
- 7) 輸入者

（国内で小袋に包装し直した商品は、包装し直した事業者を加工者として追記すること）

<記載例>

名称	ナチュラルチーズ
原材料名	乳（めん羊）
内容量	125g
賞味期限	お届け後 50 日
保存方法	要冷蔵（5℃前後）
原産国名	ニュージーランド
輸入者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇

■(5)-3 牛乳

- 1) 名称（食品衛生法で分類された名称）
- 2) 商品名
- 3) 無脂乳固形分
- 4) 乳脂肪分
- 5) 原材料名
- 6) 殺菌
- 7) 内容量
- 8) 賞味期限
- 9) 保存方法
- 10) 開封後の取扱
- 11) 製造所所在地
- 12) 製造者

<記載例>

種類別名称	牛乳
商品名	〇〇牛乳
無脂乳固形分	8.3%以上
乳脂肪分	3.5%以上
原材料名	生乳 100% (国産)
殺菌	130℃ 2 秒間
内容量	1,000ml
賞味期限	製造後 90 日
保存方法	10℃以下で保存してください
開封後の取扱	開封後は賞味期限にかかわらず、 できるだけ早めにお飲みください
製造所在地	〇〇県〇〇市〇〇
製造者	〇〇株式会社

(6) 有機食品

1) 前述の生鮮食品、その加工食品、畜産物とその加工食品等の様式に加えて、有機食品であることを表示したい場合には、有機 JAS マークの掲載または有機 JAS マークが写っている商品ラベル写真の掲載

<記載例>



(7) アレルギー物質を含む食品の原材料表示

食品表示法に基づく特定原材料を含む旨の表示

<記載例>

(1) 個別で表示される場合

名称：洋菓子
原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂(大豆を含む)、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉 / ソルビトール、膨張剤、香料(乳・卵由来)、乳化剤(大豆由来)、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミン E、ビタミン C)

<記載例>

(2) 一括で表示される場合

名称：洋菓子
原材料名：小麦粉、砂糖、植物油脂、鶏卵、アーモンド、バター、異性化液糖、脱脂粉乳、洋酒、でん粉 / ソルビトール、膨張剤、香料、乳化剤、着色料(カラメル、カロテン)、酸化防止剤(ビタミン E、ビタミン C)、(原材料の一部に大豆、乳製品、卵を含む)、(一部に小麦、卵、乳成分・大豆・アーモンドを含む)

(8) 遺伝子組換え食品の表示

食品表示法に基づき表示

<記載例>

義務表示の対象となる食品
【農作物 8 作物】 大豆(枝豆、大豆モヤシを含む) とうもろこし ばれいしょ なたね 綿実 アルファルファ てん菜 パパイヤ
【加工食品 33 食品群】 上記農作物を原材料とし、加工工程後も組み替えられた DNA またはこれによって生じたたんぱく質が検出できる加工食品と、高オレイン酸大豆およびこれを原材料として使用した加工食品

*加工食品については、その主な原材料(全原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ原材料に占める重量の割合が5%以上のもの)について表示が義務づけられています。

(9) 保健機能食品

食品で機能性表示ができるものは、『特定保健用食品（トクホ）』、『栄養機能食品』、『機能性表示食品』に限られます。楽天市場において保健機能食品を販売される際には、以下の必須記載事項を記載してください。

<必須記載事項>

保健機能食品の名称（栄養機能食品、特定保健用食品、もしくは機能性表示食品）

保健機能食品のうち、『特定保健用食品』においてその機能性を訴求する場合には、商品パッケージ上の許可証票が分かる商品画像を掲載してください。

保健機能食品のうち、『機能性表示食品』においてその機能性を訴求する場合には、届出番号を記載してください。

2.基本的な注意事項について

【楽天市場食品必須記載事項】については、原則として食品表示法に基づき食品の容器包装に表示されている事項を記載いただく内容となっています。

一方で、賞味期限、消費期限等の頻繁に情報更新が必要な項目については、電子商取引上、特定の日付入力力が困難な場合も想定されることから、商品ラベル参照等の記載表現を可能とします。

また、エネルギー表示、栄養成分表示については、掲載義務化としていませんが、可能な限り表示をお願いいたします。

・表示禁止事項

- (1) 義務表示事項の内容と矛盾する用語
- (2) 産地名を示す表示で、産地名の意味を誤認させるような表示
- (3) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

3.商材ごとの注意事項について

(1) 玄米、精米

■新米表示に関する注意事項

食品表示法に基づく食品表示基準により、「新米」の用語は、以下いずれかの場合を除き、表示することはできないとされています。ページ上の表記につきましても同基準を遵守いただきますようお願いいたします。

- ・原料玄米が生産された当該年の12月31日までに容器包装に入れられた玄米
- ・原料玄米が生産された当該年の12月31日までに精白され、容器包装に入れられた精米

(2) 保健機能食品

■保健機能食品の取り扱いにあたって、以下の行為は禁止いたします。

- ①保健機能商品に対して、法律に反する表示や行為を実施すること
 - ②機能性に関して商品ページ上で表示した内容と異なる情報がパッケージに記載された商品をユーザーに届ける行為
 - ③表示が認められていない商品に対して、認められていない成分、機能等を表示する行為
 - ④保健機能食品ではない商品に対して、あたかも保健機能食品であるかのような記載をおこなう行為
- ※ 具体的には、機能〇〇食品といった表示や、届出番号を装った番号の表示、成分・機能等の表示等が挙げられます。

4.食品表示のお問合せ先について

食品表示法関係

- 消費者庁食品表示課
- 食品表示法の相談・被疑情報の受付窓口

JAS 法関係

- 消費者庁食品表示課
- 農林水産省地方農政局および地域センター
- 各都道府県 JAS 法担当部署
- (独) 農林水産消費安全技術センター

食品衛生法関係

- 製造所を管轄する（または最寄の）保健所
- 消費者庁食品表示課

以上

2023年05月31日 最終改定

酒類取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、楽天市場出店者が、出店ページ等において酒類を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、酒税法上の「酒類」の定義に該当する商品が対象となります。

3. 遵守事項

(1) 商材審査について

酒類のお取り扱いを希望する場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

(2) 必須記載事項について

酒類取り扱いの際には、本ガイドラインに基づき必須記載事項を記載してください。

① 「20歳未満の者の飲酒は禁止されている」旨の表示

店舗 TOP ページないしは商品ページに、「20歳未満の飲酒は法律で禁止されている」または「20歳未満のお客様に対しては酒類を販売しない」旨の記載をお願いいたします。

※商品ページに記載する場合は、全ての対象商品ページへの記載をお願いいたします。

② 販売管理者に関する標識の掲示

会社概要ページに、以下を記載ください。

販売場の名称および所在地

販売管理者の氏名

酒類販売管理研修受講年月日

次回研修の受講期限

研修実施団体名

※酒類小売業者は、酒類の小売販売場ごとに、公衆の見やすい場所に、上記を記載した標識を掲示しなければならないとされています。それらの掲示は、インターネット販売を行う場合にも必要とされていますので、下記国税庁 HP 資料を参考にいただき、会社概要ページに必要事項の記載をお願いいたします。

■ [国税庁 HP 標識の掲示 \(PDF ファイル\)](#)

(3)適切なジャンルへの商品登録について

酒類を商品登録する際には、酒類登録可能ジャンル ID に商品をご登録ください。

(4)中古の酒類取扱い時の注意事項について

中古の酒類取扱いに際しては古物営業法の許可は不要となりますが、楽天市場において中古の酒類を取り扱う場合には、「中古品（古物・海外直輸入古物）取扱いに関するガイドライン」において定められている下記事項を遵守いただく必要がございます。

※「中古の酒類」の定義に関しては、古物営業法における「古物」の定義に準じて考えるものとします。具体的には、「一度使用された品物、もしくは未使用の品物で新たに使用するために仕入れたもの、それらの品物に手入れをしたもの」が該当します。ただし、「開栓済の酒類」については取り扱いを不可とします。

(5)総販売原価を下回る価格での販売について

酒税法等により、正当な理由なく酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売する行為に対して規制が設けられています。具体的には、酒類販売業者は以下のいずれにも該当する行為をおこなってははいけません。

- ① 正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売すること
 - ② 自己または他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること
- 店舗様におかれましては、法令の趣旨に則り、適正な価格設定を心がけていただけるようお願いいたします。

※詳細につきましては、下記国税庁 HP をご確認くださいませようお願いいたします。

■ [国税庁 HP 酒類の適正な販売のルールについて（PDF ファイル）](#)

4. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの遵守事項(1)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅰ-(9)-6 酒類」（違反点数 35 点）にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

(2)本ガイドラインの遵守事項(2)～(4)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅱ-(9)-32 酒類取扱いに関するガイドライン違反」（違反点数 20 点）にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

(3)本ガイドラインの遵守事項(5)に違反した場合は、楽天市場出店規約等に基づき、出店停止等の必

要な措置を講じる場合があります。

以上

2017年07月20日 制定

2023年04月03日 最終改定

薬機法関連商材の取扱いに関するガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、健康食品等の薬機法関連商材を取扱いの店舗様を対象としたルールを定めたガイドラインとなります。対象商材をお取扱いの店舗様におかれましては、本ガイドラインを遵守いただきますようお願いいたします。

I. 各商材共通の遵守事項

1. 楽天市場医薬品・健康食品等必須記載事項について

楽天市場において医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、健康食品、ダイエット食品をお取扱いの場合は、以下の【楽天市場医薬品・健康食品等必須記載事項】を商品ページへ記載いただくことを必須といたします。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

【楽天市場医薬品・健康食品等必須記載事項】

■対象

医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器・特定保健用食品・栄養機能食品・機能性表示食品・健康食品・ダイエット食品

■必須記載事項

- 1) 広告文責（社名・連絡先電話番号）
- 2) メーカー名、または販売業者名（輸入品の場合はメーカー名、輸入者名ともに記載）
- 3) 日本製か海外製（アメリカ製等）か
 - ※ 海外製（海外で製造された商品）の場合は、原則として原産国を明記してください。ただし、1商品で複数の原産国がある等、個別具体的な原産国を明記することが困難な場合には、原産国の代わりに「海外製」と記載する形でも可とします。
 - ※ 健康食品については原産国の記載を必須とします。
 - ※ 「原産国」とは当該製品を製造した事業所の所在する国の名称をいいます。原材料の産地となる国やパッキング等がおこなわれた国ではありません。
- 4) 商品区分（医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品・健康食品・ダイエット食品）

〈記載例〉

商品区分	例	必須記載事項			商品区分	
		広告文責 (店舗様の社名及び 連絡先電話番号)	メーカー名又は 販売業者名	日本製か海外製 (アメリカ製等)か	栄養機能食品	保健機能食品
健康食品(※)	サプリメント、低カロリー置き換え食、健康茶、ダイエット食品、マヌカハニーetc	○必須	○必須	○必須	○必須 「栄養機能食品」と記載	○必須 「特定保健用食品」と記載
					機能性表示食品	○必須 「機能性表示食品」と記載
					その他健康食品	○必須 「健康食品」「サプリメント」「置き換え食」などの記載でも可
化粧品	洗顔料、化粧水、クリーム、シャンプー、入浴剤、せっけん、ヘアマニキュアetc	○必須	○必須	○必須	○必須 「化粧品」と記載	
医薬部外品	洗顔料、化粧水、クリーム、シャンプー、育毛剤、入浴剤、せっけん、除毛剤、ヘアカラーetc	○必須	○必須	○必須	○必須 「医薬部外品」と記載	
医薬品	脱毛剤、目薬、風邪薬etc	○必須	○必須	○必須	○必須 「医薬品」と記載	
医療機器	コンタクトレンズ(カラコン含む)、マッサージチェアetc	○必須	○必須	○必須	○必須 「医療機器」と記載	
雑貨 (化粧品や医療機器に類似している)	美顔器、加湿器etc	不要	不要	不要	不要	
健康器具 (化粧品や医療機器に類似している)	指圧器、骨盤ベルトetc	不要	不要	不要	不要	
明らか食品	みかん、鮮魚etc	不要	不要	不要	不要	
雑貨	洗濯洗剤、食器用洗剤、マスクetc	不要	不要	不要	不要	

(※)「健康食品」は医薬品や化粧品と異なり、法律上も定義が決まっているわけではなく、一般的に健康目的で販売されているような食品はこれに該当すると判断します。

〈記載例〉

広告文責	□×○株式会社 03- x x x x - x x x x
メーカー（製造）・輸入者名	株式会社○△
区分	日本製・医薬品

※商品説明文へ、テキストにて記載ください。(画像化は不可)

2. 商材審査について

医薬品、医薬部外品、医療機器、健康食品、化粧品は、お取扱い前に審査をお受けいただく必要があります。

新たにお取扱いをご希望の際には「商材追加審査 申請受付フォーム」より申請をお願いいたします。商材審査に関しましては「お取扱いに事前審査が必要な商材に関するガイドライン」も合わせてご確認ください。

※ 海外の化粧品・医薬品・医薬部外品、または医療機器の輸入販売にあたっては、厚生労働大臣の許可が必要となります。詳細は各都道府県の窓口にご相談ください。

3. 海外法人について

海外法人であっても日本人向けに配送・決済方法などを用意して営業される場合は、薬機法を遵守いただくようお願いいたします。

II. 商材別遵守事項

以下、商材別に注意すべき表記や事例についてご紹介いたします。

なお、本ガイドライン内の記載事項は、あくまで法令や通知の趣旨、過去の行政指導例等に照らし法令に抵触するおそれが高く特にご留意いただきたい事例を中心にまとめたものであり、本ガイドラインの内容に従うだけで法令違反、行政指導等のリスクをゼロにできることをお約束するものではありません。

本ガイドライン記載の NG 表現例の多くは、過去に、行政当局による注意喚起が再三なされてきたものであり、店舗様が理解、遵守すべき最低限の内容であるをご理解ください。個々の広告表現の適否の判断につきましては、店舗様におかれまして適宜所轄都道府県にご照会いただく必要があることをあらかじめご了承ください。

1. 健康食品

一般人が医薬品と誤解するような方法で健康食品の広告・販売をおこなうと、無承認無許可医薬品の広告・販売として薬機法違反になります。例えば、健康食品の広告で「〇〇に効く」等の効果効能を標榜することもこれに該当します。健康食品はあくまで食品ですので、効果効能を標榜することはできません。以下を参考に、店舗内の広告表現に問題がないかご確認ください。

※ 保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）、特別用途食品における表示事項は適用外です。

⇒詳しくは、「3) 特別用途食品・保健機能食品について」参照

※ 医薬品との誤認のおそれがない食品（明らか食品）に関しては薬機法の規制外とみなされる場合もあります。

⇒詳しくは「4) 明らか食品について」参照

■ 1) 違反と判断されるケース

① 病気の治療や予防をうたうこと

「ガン・高血圧症・糖尿病・動脈硬化症・不眠症」などの病名を上げ、「治す」「よくなる」「改善する」「予防する」などの効果効能をうたうと医薬品的な効果効能であるとみなされます。効果には触れず、病名を表記するだけでも効果を暗示しているとみなされ、違反と判断されるおそれがありますのでご注意ください。

② 身体の組織や機能の増強・増進・変化をうたうこと

「老化防止・活性酸素除去・血液サラサラ・脂肪燃焼・バストアップ・デトックス（解毒）」など、身体の組織や機能の増強・増進・変化表現は医薬品的効果効能の標榜とみなされます。

■ 2) ページ作成に際しての注意点

① 「画像」を用いた誇大な商品広告（いわゆる「画像広告」）について

健康食品等の販売にあたり、誇大な広告表現が含まれた「画像」を用いて、薬機法違反・景表法違反のおそれのある誇大な広告（以下、「画像広告」といいます）がなされていることがあります。これらの「画像広告」は、特にユーザーへ視覚的に訴えることで、誤解を与えることも多いため、「誇大広告ではないか」「薬機法に違反する広告ではないか」といったクレームが当社へ寄せられるケースも非常に増えております。また、行政によるインターネット広告監視指導等においても、「画像広告」を用いて広告された商品がたびたび指導されております。

したがって、店舗様におかれましては、これら「画像広告」の使用に関しては特にご注意ください。大きく、「画像広告」内に薬機法違反ないしは景表法違反（不当表示）になるおそれがあると思われる表現がある場合には、まずは一旦当該画像広告は削除した上で、広告表現内容に関し問題ないか否かメーカー等

にご照会いただきますようお願いいたします。

②ダイエット表現について

「脂肪燃焼効果で痩せる」「代謝UPにより痩せる」「宿便の排泄により痩せる」「体質改善により痩せる」等、その商品の含有成分が身体の組織、機能に対して作用することによって痩せる旨表示することは、医薬品的効果効能の標榜として薬機法違反になります。

また、サプリメント類において、あたかも当該商品を摂取するだけで痩せるかのような表現は、それ自体が薬理作用の標榜とみなされるおそれがあります。このような効果効能が含まれる商品広告がありましたら、修正いただきますようお願いいたします。

具体的な数字を出して「マイナス〇キロ減」等の記載をおこなうことや、「フルマラソンに匹敵する効果」「絶食と同じ効果」等の記載を用いて痩身効果を標榜することは、誇大広告として景品表示法違反になるおそれもあります。

ユーザーより誇大な痩身効果を標榜する商品ページや R-Mail 等に関し、「説明にあったような効果は全くなかった」「虚偽・誇大広告ではないか」といったクレームが寄せられることが増えておりますので、このような表現に関しましてもおやめいただきますようお願いいたします。

なお、単に、その商品に含まれるカロリーが少なく、その使用により体内に吸収されるカロリーが減少するため、結果的に痩せると称するものは、直ちに薬機法違反になるわけではありません。しかし、その場合でも、下記の条件に該当すると景品表示法、健康増進法等の規制対象になることがありますのでご注意ください。

A：極めて短時間で痩せるかのように表示したとき

ある食品を摂取するだけで「1ヶ月で10kg」、「1週間で4kg」痩せることは通常ありえないので、このような表示は不当表示になるおそれがあります。

B：効果が明らかになっていないのに客観的に実証されたように表示をした場合

痩せる効果があるか否かが学問上明らかになっていないのに、効果が客観的に実証されたり、裏付けがあるように誤認されるような表示をした場合、不当表示とみなされる可能性があります。

例：「世界中で認められた」「学問的に証明された」

C：痩せる要因の表示について

製品を摂取しても、実際には食事制限、運動などを伴わなければ痩せないものであるにもかかわらず、単に「飲むだけで痩せる」「これを飲めば1日3食食べても太らない」「食事制限なしでぐんぐん痩せる」「今までどおりの生活、食事が出来るので誰もが簡単に痩せられる」「運動は不要」等、その食品の摂取のみで痩せるかのような表示をしている場合は不当表示とみなされるおそれがあります。

「つらい食事制限や厳しい運動は必要ありません」などとのみ表示し、食事制限、運動等が必要であることが不明瞭である場合も不当表示とみなされる場合があります。

D：利用者の体験談について

利用者の体験談（効果確認実験などの引用も含む）を販売者に都合のいいように変えて表示すると不当表示とみなされるおそれがあります。

- ・ 架空の体験談を表示した場合

- ・ 体験談のうち、都合のいい部分のみを掲載した場合
- ・ 利用者の多くでは効果がなかったのに、少数の効果があつたとする者だけを表示した場合

③名称（商品名）・キャッチフレーズによる表現について

「血圧降下茶」「デトックス茶」など、商品名であっても医薬品的効果効能を標榜していると判断される場合があります。

かかる商品のお取扱いがある場合には、一旦当該商品はお取り下げいただいた上で、当該商品のメーカーまたは所轄薬務課等に、販売に問題はないのか否かご照会いただきますようお願いいたします。

また、自社で製造をしている店舗様におかれましては、新規で商品パッケージを作成する際には、必ず事前に薬機法等に鑑み不適切な文言が商品名等に含まれていないかご確認いただきますようお願いいたします。ご不明点がありましたら所轄薬務課等にもご照会いただきますようお願いいたします。

④含有成分・栄養素の表示・説明による表現

使用している原材料、含有している栄養素について効果効能を記載した場合であっても、それは商品の説明でもあるとみなされますのでご注意ください。

単に「〇〇という栄養素を含む」旨を表記しても直ちに薬機法の規制対象となる訳ではありません。ただし、その成分が医薬品成分＝医薬品にしか用いることが認められていない成分である場合は薬機法の規制対象となります。

[こちらのページ【東京都保健医療局】](#)から「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」をご参照ください。なお、改正により、医薬品該当の判断猶予期間にある成分本質（原材料）は対象外です。

単に、当該成分が「健康を維持すること」を標榜する程度にとどめておくべきと思われる。

例)

×：「〇〇には抗ガン作用があるといわれています」

⇒効果効能を標榜しているので問題です。

：「この商品は〇〇を 1000mg 含んでいます」

⇒効果効能を標榜せず、含有している旨を述べているだけなので、1000mg 含有していることが事実なのであれば直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われま。

：「健康維持に〇〇を」

⇒単に健康を維持する旨を述べているだけなのであれば、直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われま。

：「〇〇は身体の構成成分です」

：「〇〇は人体では合成できないので外から補う必要があります」

×：「〇〇は身体の構成成分であり、細胞を活性化させ肌を若返らせる働きがあります」

⇒単に生体構成成分である旨を述べているだけなのであれば直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われまが、〇〇という成分の効果効能にまで言及すると薬機法違反になる可能性があります。

⑤起源や由来で暗示するもの

起源や由来で効果効能を標榜した場合も、違反とみなされることがあります。効果効能を標榜せず、か

つ、それが真実であるのなら、直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われま

例)

×：「〇〇はヨーロッパでは花粉症の治療薬として販売されています」

⇒医薬品であると誤認されるおそれがあるので問題があります。

○：「〇〇はヨーロッパで多くの人に使われています」

⇒事実なのであれば、直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われま

⑥学説・体験談などの引用、使用前後図の使用

新聞雑誌、医師・学者の談話、臨床データ、学説、経験談などであっても、効果効能をうたうと無承認無許可医薬品に該当するとみなされます。また、使用前後図等で効果効能を示すことも医薬品的効果効能の標榜にあたります。

例)

×：「この製品を飲んで血圧が下がりました」

⇒血圧が下がったという表現は医薬品的効果効能とみなされます。

：「とても美味しく毎日飲んでも苦になりません」

⇒単なる味覚の話であれば、医薬品的効果効能とはみなされないと考えられます。

×：「〇〇医師が認めた脂肪燃焼効果」

⇒医師のコメントであっても効果効能には言及できません。

：「〇〇医師が認めた品質」

⇒品質についての表現は、それだけで直ちに薬機法の規制対象になるわけではないと思われま

ただし、当該表現が誇大・虚偽であると景品表示法違反になるおそれがあります。特に品質についてうたう場合には、誇大表示にならないようご注意ください。

⑦書物の取り扱い

一般情報媒体（書籍、ビデオテープ、カセットテープ、CD等）であっても、販売者が販売促進に使用すればその表現は広告宣伝物とみなされます。インターネット店舗であっても同様です。したがって、同一店舗内で、健康食品とその食品や成分の効果効能などについて書かれた書籍と一緒に販売すると、その商品についての医薬品的効果効能を標榜したとみなされ、薬機法違反になることがあります。また、商品ページ内で書籍の内容やタイトルを引用することにより効果効能を暗示することも、薬機法違反になるおそれがあります。

⑧チェック表などの使用

チェック表などで症状をチェックさせ、それぞれの症状などに応じて摂取を勧める場合でも、医薬品的効果効能を標榜しているとみなされる場合があります。

○の健康食品をお勧めします。	商品 A	商品 B	商品 C	商品 D
----------------	------	------	------	------

血圧が高い	○			
風邪をひきやすい	○			○
便秘がちである	○			
花粉症である	○			○

⑨NG キーワードを商品ページ内に羅列すること

通常の商品説明と同様に薬機法違反となるおそれがあります。また、商品説明でないという場合であっても、検索対象となることを目的として商品と直接関係のない文字列を記載することは楽天市場の禁止行為となるおそれがあります。

※ 背景色と同じ文字色や通常より小さなフォントでキーワードを記載している場合も同様です。

■3) 特別用途食品・保健機能食品について

健康食品において、病名や効果効能などを標榜すると薬機法違反となりますが、特別用途食品・保健機能食品においては、決められた範囲であれば効果効能などを表現できます。ただし表示できる内容は許可、基準のどおりの表示のみです。

※ 同一ページ内に特別用途食品・保健機能食品と一般の健康食品を並べて広告宣伝すると、利用者が混同・誤認してしまう可能性があります。ページ製作に際しては、一般の健康食品とはカテゴリを分ける等、ユーザーに誤認のないようお願いいたします。

①特別用途食品

病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調整粉乳、高齢者用食品等、特別の用途に適する旨の表示許可を受けたものを特別用途食品といたします。個別評価型以外の病者用食品は、定められた許可基準に従って認可を受けます。病者用食品では許可基準型以外に、個別に審査請求することで認可を得ることもできます。

病者用食品では、許容された範囲内であれば疾病名も表示の中に入れることができます。これらの食品はパッケージなどに病者用食品である旨、許可された表示内容等が記載されていますのでご確認ください。万一ご不明点があればメーカー等にお問い合わせください。また、販売の際には許可された表示内容を逸脱した表現のないよう注意してください。

②保健機能食品

保健機能食品には次の3種類があります。

・特定保健用食品

特定保健用食品は、個別審査により、厚生労働大臣に、特定の保健の目的が期待できる旨の表示の許可を受けた食品です。許可を受けた効果効能を表示できます。特定保健用食品の許可はその製品に対して与えるものですので、同一の成分を含む食品であっても、許可を受けていなければ効果効能は表示できません。また、虚偽で特定保健用食品を名乗ると処罰の対象になります。

特定保健用食品は、特定保健用食品である旨と許可証票、許可された表示内容などがパッケージに記載されています。許可された表示をインターネット上の宣伝広告に使用する分には問題ありませんが、許可表現を逸脱しないよう注意してください。万一ご不明点があればメーカー等にお問い合わせください。

※ 特定保健用食品は、個々の食品ごとに審査をうけ、国の許可を受けているものです。許可を受けてい

ない商品については、特定保健用食品と同じ成分を含んでいても、特定保健用食品と異なり効果効能を表示することはできませんのでご注意ください。

・栄養機能食品

栄養機能食品は以下の条件を満たした場合、容器包装や添付文書に定められた栄養機能を表示できる制度です。

- 定められた栄養成分を規格基準の範囲で含有していること
- 容器包装に決められた表示をしていること

栄養成分が規格基準の範囲に達していても、栄養機能食品として決められた表示をしていない場合は、宣伝広告で栄養機能表示はできません。

また、栄養機能食品であっても、容器包装・添付文書などに記載された栄養機能表示以外の機能の表示や、特定の保健の目的が期待できる旨の表現は宣伝広告できませんのでご注意ください。万一ご不明点があればメーカー等にお問い合わせください。

※ 例えば、ビタミンA、ビタミンEを規格基準の数値で含んでいるが、ビタミンAの栄養機能表示しかしていない食品では、広告宣伝でもビタミンAの栄養機能表示しかできません。

※ 栄養機能表示に関して、製品に記載されている表示を宣伝広告に使用する場合は、そのまま記載してください。アレンジして使用することは禁止されています。

・機能性表示食品

機能性表示食品とは、事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして、消費者庁に届け出られた食品です。可能な表示は、疾病に罹患していない方の健康の維持および増進に役立つ旨または適する旨の表示に限られています。科学的根拠情報の範囲を超えた表示事項は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の不当表示または健康増進法の虚偽誇大広告に該当するおそれがあります。

<参考>

特別用途食品・保健機能食品については[東京都保健医療局](#) HP もご参照ください。

■4) 明らか食品について

一般人が医薬品と誤解するような販売方法で健康食品を広告・販売すると、無承認無許可医薬品の広告・販売として薬機法違反になります。しかし、医薬品との誤認のおそれが全くない食品（いわゆる明らか食品）に関しては、薬機法の規制外とみなされる場合もあります。

<明らか食品に該当すると思われるもの>

- A. 野菜、果物、卵、食肉、海藻、魚介等の生鮮食料品およびその乾燥物（ただし乾燥品のうち専ら医薬品として使用されるものは除く）
- B. 加工食品 例：豆腐、納豆、味噌、ヨーグルト、牛乳、チーズ、バター、パン等
- C. A、Bの調理品（惣菜、漬け物、缶詰、冷凍食品等）
- D. 調味料 例：醤油、ソース等

<注意点>

① 動植物であっても、専ら医薬品として使用される成分（医薬品成分）に指定されているものは明らか食品とはみなされません。

② 加工食品に有効成分を添加した場合は、明らか食品であるとはみなされませんのでご注意ください。

③ 明らか食品であれば、どんな表現でも用いることができるわけではありません。虚偽、誇大な表現は景品表示法、健康増進法違反となりますし、特別用途食品・保健機能食品との混同が生じるような表現は健康増進法等に抵触する可能性もあります。

例えば、「ガンが治る」等、重病が治るかのような標榜をすることは、虚偽・誇大表現として景品表示法や健康増進法に違反するおそれがあります。かかる記載は、病気に苦しむ方々の適切な治療の機会を奪うおそれがありますし、また、それを信じたユーザーに取り返しのつかない健康被害を与えてしまうおそれもございますので、明らか食品であっても、かかる病名の記載（具体的病名を出して、あたかもその病気が治るかのような誤解を与えるおそれのある記載）はおやめいただきますようお願いいたします。

※ 個別具体的商材が、いわゆる「明らか食品」にあたるか否かの判断は当社ではできかねますので、判断に迷われた場合は、各都道府県薬事担当部署等にご照会いただきますようお願いいたします。

2. 化粧品

1) 化粧品の効能の範囲

化粧品に関しては、以下のような効果効能の標榜が可能とされています。

[薬食発 0721 第 1 号](#)

化粧品においては、上記効能の範囲内であれば効果効能を標榜することができますが、これを超える標榜をすると薬機法違反になります。

また、化粧品の広告表現に関しては「[医薬品等適正広告基準](#)」という通知があり、細かい基準が定められていますのでこちらに関しても注意する必要があります。

2) 違反と判断されるケース

①化粧品の効能の範囲を超える表現

化粧品の効能として認められている表現は、前述の表にあるとおり、「肌に潤いを与える」とか「肌を引き締める」という程度のものです。それを超える表現、例えば「肌の老化を防止する」「シミを消す」「シワを消す」というように、物理的に肌そのものに変化を与えるような表現は薬機法違反となるおそれがあります。

3) ページ作成に際しての注意点

①「画像」を用いた誇大な商品広告（いわゆる「画像広告」）について

化粧品等の販売にあたり、誇大な広告表現が含まれた「画像」を用いて、薬機法違反・景表法違反おそれのある誇大な広告（以下、「画像広告」といいます）がなされていることがあります。これらの「画像広告」は、特にユーザーへ視覚的に訴えることで誤解を与えることも多いため、「誇大広告ではないか」「薬機法に違反する広告ではないか」といったクレームが当社へ寄せられるケースも非常に増えています。ま

た、行政によるインターネット広告監視指導等においても、「画像広告」を用いて広告された商品がたびたび指導されています。

したがって、店舗様におかれましては、これら「画像広告」の使用に関しては特にご注意いただきたく、「画像広告」内に薬機法違反ないしは景表法違反（誇大広告）になるおそれがあると思われる表現がある場合には、まずは一旦当該画像広告は削除した上で、広告表現内容に関し問題ないか否かメーカー等にご照会いただきますようお願いいたします。

②「美白」表現

化粧品においては基本的に「美白」効果の標榜はできません。例外的に「メーキャップ効果（ファンデーションを塗って白く見せるという意味）」であれば化粧品でも標榜可能と考えられていますが、「肌自体を白く変化させる」という意味の「美白」効果は化粧品では一切標榜できません。「化粧水」等の商品で前述のようなメイク効果の「美白」というのは通常考えられませんので、化粧品では原則として「美白」効果を標榜できないものをご理解ください。

例)

×「美白効果のある化粧水です」

※ なお、医薬部外品であっても、「肌自体を白く変化させる」という本来の意味での「美白」効果は標榜することはできません。「メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくくする」という効能が認められている医薬部外品において、「メラニン色素の生成を抑えることにより日焼けを起こしにくくする」という意味での「美白」効果である旨を明示することにより「美白」というキーワードを用いることが認められるケースもあるようですが、明確な説明もなく「美白効果」等の標榜をすることは医薬部外品であっても薬機法違反になるおそれがありますのでご注意ください。ご不明点等がありましたら、メーカーや各都道府県薬事担当部署等にご照会いただきますようお願いいたします。

※ 医薬部外品をお取扱いの場合は、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内に明記いただきますようお願いいたします。

③育毛・除毛

化粧品においては「育毛、発毛、脱毛予防、除毛」等の効果の標榜はできません。

例)

×「育毛効果のあるシャンプーです」

医薬部外品であれば、「育毛、発毛促進、脱毛予防、除毛」等の標榜が可能なものもあります（その場合、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内に明記ください）。

④入浴用化粧品

化粧品においては、「デトックス、毒素排出、神経痛、水虫、腰痛、あかぎれ、リウマチ、冷え性」等の効果の標榜はできません。

例)

×「ドバドバ毒素を排出！デトックス入浴剤」

医薬部外品の入浴剤であれば、「肩こり、神経痛、疲労回復」等、当該商品に認められた効果効能の範囲内での標榜が可能です。ただし「デトックス」「毒素排出」は医薬部外品としての効能も逸脱している可能性があります。このような記載がある場合は、「本当に、当該医薬部外品にそのような効果効能が承認されているかどうか」メーカー等にご確認ください。また、医薬部外品の商品ページに

おいては、当該商品が医薬部外品である旨必ずページ内に明記ください。

⑤ハミガキ類

化粧品用のハミガキにおいては、「歯周病の予防」「歯肉炎の予防」等の標榜はできません。

医薬部外品のハミガキ類であれば、「歯周病の予防」等の標榜が可能なものもあります。(その場合、当該商品が医薬部外品である旨、必ずページ内に明記ください)

⑥その他

体験談・臨床試験・学会の研究・医師のコメント・書籍とあわせての販売・キーワードの羅列等で効果効能を標榜することも薬機法違反になりうる点は健康食品と同様です。

なお、化粧品や医薬部外品に関しては、「医薬品等適性広告基準」により、「効能効果又は安全性を保証する表現」や「医療関係者の推薦」自体不可と考えられています(同基準 3(6)、10)。したがって、化粧品や医薬部外品の広告において、体験談や臨床試験の結果、医師の推薦コメント等を用いることは、たとえ承認された効果効能の範囲内であったとしても同基準に抵触する可能性がありますのでご注意ください。

3. 健康雑貨・健康器具等

1) 違反と判断されるケース

①医療機器の定義に該当する表現

健康器具や健康雑貨等で、薬機法が定める医療機器の定義(=「人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具」)に該当するような効果効能を標榜すれば薬機法違反(無許可での医療機器の広告・販売)となる可能性があります。

体験談・臨床試験・学会の研究・医師のコメント・書籍とあわせての販売・キーワードの羅列等で効果効能を標榜することも薬機法違反になりうる点は健康食品と同様です。

2) ページ作成に際しての注意点

①筋肉運動補助器具

単に筋肉の運動のみを目的としている場合は、医療機器の定義には該当しないと考えられていますが、「肩や腰にあててコリをほぐす」「運動後の筋肉の疲れにも有効」等の効果効能を標榜すると薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

運動の結果として「生活習慣病が改善する」等の効果効能が、医療機器的効果にあたるか否かに関しては、当社では判断できかねますので、適時メーカーや各都道府県薬事担当部署等にご照会ください。

②マイナスイオン関連製品等

「〇〇病の予防」「アトピーが治る」「不眠症の解消」等、病気の治療を目的として使用することを標榜すると薬機法違反になる可能性がありますので、ご注意ください(血液サラサラ、活性酸素除去等の効果効能の標榜も同様に薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください)。

③美容器具等

単に美容目的(化粧品的効果効能)を標榜するものは、医療機器の定義には該当しませんが、「皮膚のシ

ミ・ソバカスを除去する」「肌を若返らせる」「肌細胞の活性化」等の効果を標榜すると医療機器の定義に該当し薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

④視力回復器具

「視力回復」を目的として使用する機械器具は、医療機器の定義に該当します。したがって、健康器具等で視力が回復するかのような広告をおこなうと薬機法違反になる可能性がありますのでご注意ください。

⑤矯正サポーター等

基本的には医療機器には該当しませんが、適用部分を強く圧迫するような材質等であって、関節痛、外反母趾の矯正・痛みの緩和等の効果効果を標榜するものは医療機器の定義に該当する可能性がありますのでご注意ください。

例)

- ×「装着することで骨格が矯正され、その結果痩身効果や関節痛改善効果がある」
- ×「腰痛や外反母趾が治る」
- 「(きつい下着なので) その下着をつけている間だけ、痩せているように見える」

4. ペットフード

1) 違反と判断されるケース

ペットフードにおける効果効能の標榜も、動物用医薬品的な効果効能の標榜として薬機法違反になる可能性があります。

2) ページ作成に際しての注意点

①管轄行政の違い

動物用医薬品も薬機法の適用対象ですので、ペットフードに関して医薬品的効果効能を標榜すれば、やはり薬機法違反になりえます。ただ人間用と異なり、動物用医薬品の管轄は厚生労働省ではなく農林水産省となっております。そのため、運用面や解釈において人間用のケースと若干差異がある可能性もあると思われれます。もしご不明点等がありましたら、メーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

②「食餌療法」的に使用することを目的とされているペットフードについて

A：いわゆる「食餌療法」的に使用することを目的とされたペットフードの広告表現において「処方食、治療食」という表現を用いることも、動物の疾病の治療や予防に用いることを明示していると判断され、薬機法違反になるおそれがあります。ペットフードの広告において「処方食、治療食」という表現を用いるのはおやめください。

なお、「療法食、特別療法食」という表現であれば、現状直ちに薬機法違反とまではされていないようです。ただし、当社には違法性の可否を判断する権限はございませんので、「処方食、治療食」という表記を「療法食、特別療法食」と改めることにより行政指導されるリスクがゼロになることまでは保証できません。「療法食、特別療法食」という記載に対し、万一行政指導等が実施されたとしても、当社は一切責任を追いかねますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。もしご不明点・ご不安点等ありましたら、必ずメーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

B：「食餌療法的に使用することを目的とされたペットフード」においては、疾病名を記載し、特定の疾病向けである旨標榜しても、現状は、それだけで直ちに医薬品的な効果効能にあたるまではされていないようです。

ただし、「〇〇病が治る」「〇〇病の予防」等、「疾病の治療・予防目的」であることまで標榜してしまうと、動物用医薬品的効果効能とみなされ、薬機法違反になるおそれがありますのでご注意ください。なお、当社は記載内容の適否を判断する立場にはございませんので、疾病名の記載に関し、万一行政指導等が実施されたとしても、当社では一切責任を負いかねますので何卒ご理解いただきますようお願いいたします。ご不明点・ご不安点等ありましたら、適宜メーカーないしは各都道府県動物用医薬品担当部署、農林水産省等にご照会いただきますようお願いいたします。

5. 医薬部外品

医薬部外品としての承認を得ている商品においては、承認された範囲内で一定の効果効能を標榜することが可能です。ただし、承認された範囲を逸脱する効果効能を標榜すると薬機法違反になるおそれがありますので、ご注意ください。承認された効果効能の範囲については商品ごとに異なるため、メーカーや仕入れ先に事前にご確認いただきますようお願いいたします。

6. 医薬品

医薬品を取り扱うにあたっては、「医薬品取扱いに関するガイドライン」を遵守いただきますようお願いいたします。第1類医薬品をお取り扱いの場合は、「第1類医薬品取扱いに関するガイドライン」も必ずご確認ください。

IV. 行政から指摘のあった薬機法上不適切な広告表現事例について

行政より、下記商品において薬機法上不適切な広告表現をおこなった広告主に対して警告をおこなったとの連絡がありました。同一商品をお取扱いの店舗様におかれましては、自店の商品ページにおいて同様に薬機法上不適切な表現に該当する記載がなされていないかどうか必ずご確認ください。問題がある場合は早急に修正いただきますようお願いいたします。警告対象とした商品について、行政が再度チェックをおこない、未改善店舗様に対して直接指導をおこなう可能性があるとの連絡を受けております。なお、行政の要請を受け、当社から下記商品をお取扱いの店舗様へ啓発・注意喚起（広告の修正または削除）を目的としたメールをお送りすることがあります。その際はご協力いただきますようお願いいたします。

【行政からの指摘事例】

※不適切な広告表現の詳細については、各商品からリンクする行政機関作成の資料をご確認ください。

[[2024年2月](#)]

山本漢方 NMN（健康食品）

RSHO CBDオイル（健康食品）

じゃばら サプリ（健康食品）

VT リードルショット（化粧品）

VITAPAIR C (化粧品)

[2023年9月]

大草原の乳酸菌 (健康食品)
ハイパーラクタム (健康食品)
メディテラ CBD オイル (健康食品)
塗るグルコサミン あゆみ EX (化粧品)
リジュラン ターンオーバーアンプル (化粧品)
icelady フェイスインベストメント (雑貨)

[2023年2月]

ライスシリカ (いわゆる健康食品)
精育支援サプリメント (いわゆる健康食品)
MIKKA (化粧品)
セインムー ボーテロンド (化粧品)
らくちんクリーム温感マグマ 烈 (化粧品)

[2022年8月]

小林薬品 抗原検査キット (雑貨)
パルスゼロメーター (雑貨)
ONE THING ドクダミ (化粧品)
ひがサプリ (いわゆる健康食品)
スリムドカン (いわゆる健康食品)

[2022年3月]

Linda Stage Shadow
ラントゥルース
Yakia 毛穴吸引美顔器
ねむみん青汁
メディヒール

[2021年9月]

ChampionGun (雑品)
Youmay アイウォーマー (雑品)
ととのうみすと (化粧品)
フラバンジェノール ホットタブ (化粧品)
アラシールド (健康食品)

[2021年3月]

くま笹珪素（いわゆる健康食品）
ハンドジェル RD（化粧品）
フローラ MSM パウダー（いわゆる健康食品）
ほくろ除去ペン（雑貨）
CICA ハンドクレンジジェル（化粧品）
マリタイム CBD（いわゆる健康食品）
薩摩なた豆元気茶（いわゆる健康食品）
アクロパス エイシーケアプラス（化粧品）
DR.JART+ シカペアクリーム（化粧品）
グロン CBD ボディ バーム（化粧品）

[\[2020年3月\]](#)

酔い止め眼鏡（雑貨）
H.G.H EX NOBIRU（いわゆる健康食品）
シミノンパック（化粧品）

[\[2019年8月\]](#)

シミコ〜ム D（化粧品）
イポロン G（化粧品）
イポロン L（化粧品）
フレッシュ エッセンシャルインセクトリプラント（化粧品）
黒椿（健康食品）
UMO 濃縮溶液（健康食品）
エヴァ水（雑貨）

[\[2019年2月\]](#)

BH エッセンス（化粧品）
アクロパス エイシーケア（化粧品）
ルナベリー（いわゆる健康食品）
エクレクティック エキナセア、エキナセア ルート（いわゆる健康食品）
クレベリンG 60G（雑貨）

[\[2018年8月\]](#)

セブレライト スキンピュアクリーム（化粧品）
明色 リモリモアウトドアUV（化粧品）
プロテサン（いわゆる健康食品）

※B、G、R、S、Y、M、O、スマート、ヴィーナス、エブリエイがあります。
ジャコラ コラーゲン2パワー（いわゆる健康食品）

ディフェンドウォーター（雑貨）

[[2018年1月](#)]

ドルチェラッシュ（化粧品）

クオニス ダーマフィラー（化粧品）

速攻ブルーベリー（いわゆる健康食品）

臭活女子（いわゆる健康食品）

足リラシート 唐辛子（雑貨）

[[2017年8月](#)]

アヴァンシア エクラビオ ミラクルエレキミスト（化粧品）

パーフェクトポーション アウトドアボディスプレー エクストラ（化粧品）

ピュアプエラリア（いわゆる健康食品）

ジャコラ クエン酸パワー（いわゆる健康食品）

ドーバー パストリーゼ 77（雑貨）

[[2017年2月](#)]

トミーリッチ ネックリンクルジェル（化粧品）

アドバンスナイトリペアパワーフォイルマスク（化粧品）

白井田七（いわゆる健康食品）

Growth Project. BOSTON（いわゆる健康食品）

キエルキン（雑貨）

[[2016年11月](#)]

バブルスバスパウダー（別名：H 2 B u b b l e）（化粧品）

B A K Uシャンプープレミアム（化粧品）

ガラサリンクルブランパー E X（化粧品）

フレエッセンス（化粧品）

プラスキレイプラスナノ H Q（化粧品）

[[2016年7月](#)]

ルミキシルクリーム（別名：ルミキシルブライトニングクリーム）（化粧品）

パーフェクトポーションアウトドアバーム（化粧品）

ビーマックスザサン（いわゆる健康食品）

プリジアプロ（雑貨）

[[2016年2月](#)]

メルトクラックアロマバター（化粧品）

バイオイル（化粧品）
キューズシャワー（化粧品）
amo amo（アモアモ）（いわゆる健康食品）
ジャムウスティック（別名マズラ）（雑貨）

[[2015年9月](#)]

EGF フェイスレスキューマスク（化粧品）
ブランクスホワイトショック（化粧品および雑貨）
ウモプラス（いわゆる健康食品）
CELA（セラ）（雑貨）

[[2015年2月](#)]

ホワイトラッシュ（化粧品）
ウーマシャンプー（化粧品）
レスベラトローティー（いわゆる健康食品）
ロイヤルハニーアップ（いわゆる健康食品）
スパリブ（いわゆる健康食品）
アロマペンダント（雑貨：商品カテゴリー名）

[[2014年1月](#)]

ハイドロンピュア（化粧品）
メルトクラックアロマバター（化粧品）
ラクティス（いわゆる健康食品）
モースプロテクション（雑貨）

[[2013年8月](#)]

スパークリングホットタブ（化粧品）
ツブナイン53（化粧品）
フォルスリム バイオブースター（いわゆる健康食品）
日本人の酵素ダイエット（いわゆる健康食品）

[[2013年1月](#)]

ビーバンジョア280M（愛称名：薬用MKオウゴンパック）（医薬部外品）
dendenカタツムリ石鹸（化粧品）
SABIN9（いわゆる健康食品）
クレベリンゲル（雑貨）
フェルガード100（NEWフェルガード）（いわゆる健康食品）

[2012年7月]

パーフェクトポーション バズオフ アウトドア ボディスプレー（化粧品）

[2012年2月] フルベジデト酵素液（いわゆる健康食品）

フローズンブレイクアイスジェル（化粧品）

ドクター水素水（雑貨）

[2010年12月]

ウイルスボム（雑貨品）

ナイトボンバーG（いわゆる健康食品）

プリエネージュ（化粧品）

まいあさ快通（いわゆる健康食品）

飲んでチョコキレイ（いわゆる健康食品）

[2010年8月]

ゴールドカカオパック（化粧品）

オールラック（いわゆる健康食品）

ベリーベリーコラーゲン（いわゆる健康食品）

黒流瘦茶（いわゆる健康食品）

クリンメソッド（雑貨品）

[2009年11月]

フェアリーナパーフェクトGG（いわゆる健康食品）

ボディパーツ・バキュームシート（いわゆる雑貨）

フェルミカα（いわゆる健康食品）

ミネラルフィットスモーカー（化粧品）

ハホニコ ラメラメウォーター（化粧品）

杉茶ゴールド（いわゆる健康食品）

[2009年8月]

ラピディエ（化粧品）

ナノプラセンタ（いわゆる健康食品）

バストケアサプリ グラマー（いわゆる健康食品）

デトクレンザー（いわゆる健康食品）

B i h a t s u（いわゆる健康食品）

[2008年11月]

A T Pゲルローション（化粧品）

ウコンパワーマックス（いわゆる健康食品）
アキュアプレミアム（化粧品）
エニモアゴージャスリッチジェル（化粧品）
ミレットコラーゲンプレミアム（いわゆる健康食品）

[[2008年7月](#)]

黄金輝髪源（化粧品）
インクリーザー（いわゆる健康食品）
ファットドクター（化粧品）
酒豪秘伝（いわゆる健康食品）
ヴェリリア<シリーズ>（いわゆる健康食品）

[[2007年12月](#)]

パルテノライドEX（いわゆる健康食品）
カツモウ（いわゆる健康食品）
EGFエクストラエッセンス（化粧品）
琉球酒豪伝説（いわゆる健康食品）
ボウボウキープ石鹸（化粧品）

[[2007年8月](#)]

P-P i n t（ピ・ピント）（いわゆる健康食品）
らくく楽（いわゆる健康食品）
超熟成黒にんにく（いわゆる健康食品）
スペラゲン707（医薬部外品）
クリアッシュD&D（いわゆる健康食品）

[[2006年12月](#)]

メタボリユーション（いわゆる健康食品）
ジュレ（化粧品）
プチュレプロEGFスキンコントローラー（化粧品）
足裏イオンシート（雑貨）
杜仲茶（いわゆる健康食品）

[[2006年7月](#)]

ダイヤモンドプエラリア500（いわゆる健康食品）
スルフィニルplus（いわゆる健康食品）
わさびの力（いわゆる健康食品）
ターンケア28（化粧品）

アスタゲル・プロ（化粧品）

※ご不明な点、ご質問等につきましては、最寄の各都道府県薬務担当課へご相談ください。

[都道府県別相談窓口一覧](#)

以上

2017年02月02日 制定

2024年06月28日 最終改定

医薬品取扱いに関するガイドライン

本ガイドラインは、楽天市場出店者が「医薬品」を取扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

第1類医薬品をお取扱いの場合は「第1類医薬品取扱いに関するガイドライン」もご覧ください。
また、厚生労働省の資料もご覧ください。

[「一般用医薬品のインターネット販売について」\(平成26年7月\)](#)

[「医薬品の販売業等に関するQ&Aについて」\(平成26年3月31日事務連絡\)](#)

[「医薬品の販売業等に関するQ&Aについて\(その2\)」\(平成26年5月7日事務連絡\)](#)

[「医薬品の販売業等に関するQ&Aについて\(その3\)」\(平成26年7月9日事務連絡\)](#)

I. 遵守事項

1. 商材審査について

医薬品は、お取扱い前に審査をお受けいただく必要があります。

新たにお取扱いをご希望の際には「商材追加審査 申請受付フォーム」より申請をお願いいたします。

商材審査に関しましては「お取扱いに事前審査が必要な商材に関するガイドライン」も合わせてご確認ください。

2. 必須記載事項の記載

1) 看板

医薬品販売許可証に記載されている薬局または店舗の名称を記載すること

ア. 楽天市場の店舗名と医薬品販売許可証に記載されている店舗の名称が同一の場合
看板内に楽天市場の店舗名を正しく記載すること

イ. 楽天市場の店舗名と医薬品販売許可証に記載されている店舗の名称が異なる場合
楽天市場の店舗名の他に、許可証に記載されている店舗の名称を、薬局の場合は「薬局の正式名称」、店舗販売業の場合は「薬店の正式名称」として、看板内にわかりやすく明記すること
例：楽天市場の店舗名が「楽天ショップ ABC」、薬局開設証に記載の店舗の名称が「ドラッグストア楽天」の場合

楽天ショップ ABC

薬局の正式名称：ドラッグストア楽天

ウ. 楽天市場の店舗名が医薬品販売許可証に記載されている店舗の名称に含まれている場合
許可証に記載されている店舗の名称を看板に記載すること（イ. と同様の対応でも可とします。）

例：楽天市場の店舗名が「ドラッグストア楽天」、許可証に記載されている店舗の名称が「ドラッグストア楽天 東京1号店」の場合

2) TOP ページおよび会社概要ページ（両方ともに記載必須(※)）

※TOP ページについては以下のテキストリンクを TOP ページの指定箇所へ設置することで代替可能です。

・テキストリンク

医薬品販売者情報について（info.html へのリンクを設ける）

・設置場所

スマホ：リンクパーツ内の最上部

PC　：トップ説明文の最上部

ア. 医薬品販売許可証の情報

- (1) 許可区分（薬局／店舗販売業）
- (2) 許可番号
- (3) 発行年月日
- (4) 有効期限
- (5) 氏名（許可証の名義人。法人の場合はその正式名称）
- (6) 薬局または店舗の名称
- (7) 薬局または店舗の所在地
- (8) 許可証発行自治体名

イ. 特定販売（インターネット販売）届出書の情報

- (1) 届出年月日
- (2) 届出先

ウ. 医薬品販売（相談応需含む）に従事する専門家の情報

- (1) 店舗の管理者の
資格の名称（薬剤師・登録販売者）
氏名
登録番号
登録先都道府県
担当業務
- (2) 店舗の管理者以外で店舗に勤務する専門家（薬剤師・登録販売者）の
資格の名称（薬剤師・登録販売者）
氏名
登録番号
登録先都道府県
担当業務
- (3) 薬剤師および登録販売者の勤務状況

どの薬剤師または登録販売者がいつ対応しているのかわかるように、薬剤師および登

録販売者の勤務状況を記載すること

※一定期間（1週間など）のシフト表等へのリンクなどでも可とします。

(4) 厚生労働省薬剤師資格確認検索システムへのリンク（薬剤師がいる場合）

※「<https://link.rakuten.co.jp/0/015/017/>」こちらをリンクしてください。

エ. 取り扱う一般用医薬品の区分

オ. 医薬品販売店舗の営業時間

(1) インターネットでの注文受付時間

(2) 実店舗の営業時間

(3) インターネット販売の医薬品販売時間（薬剤師または登録販売者が常駐している時間）

カ. 専門家が相談応需を受ける時間および連絡先の情報

(1) 通常時

電話番号

メールアドレス

相談応需時間

(2) 緊急時

電話番号

営業時間外の相談応需時間

キ. 医薬品販売店舗（実店舗）の写真

(1) 実店舗の外観写真（看板および実店舗外観がわかるもの）

(2) 実店舗内部の医薬品の陳列状況がわかる写真

ク. 一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

※楽天 GOLD のページ等別ページに記載しリンクを貼る対応も可とします。

(1) 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品および第3類医薬品の定義およびこれらに関する解説

(2) 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品および第3類医薬品の表示および情報提供に関する解説

(3) 指定第2類医薬品の販売サイト上の表示に関する解説および禁忌の確認・専門家への相談を促す表示

(4) 一般用医薬品の販売サイト上の表示に関する解説

(5) 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説

(6) 販売記録作成にあたっての個人情報利用目的

(7) その他必要な事項

3) 商品ページ（全ての医薬品の商品ページに記載が必要）

ア. 商品名へのリスク分類の表示

【第2類医薬品】

【第(2)類医薬品】

【第3類医薬品】

※全ての医薬品の商品名の【先頭】への表示を必須とします。

※リスク分類は【】で囲うこと。数字は半角とし、指定第2類は半角数字2を半角カッコで囲んでください。

正しい例：

【第2類医薬品】大正漢方胃腸薬

不可の例：

[第2類医薬品]大正漢方胃腸薬（カッコが【】になっていない）

【第2類医薬品】大正漢方胃腸薬（数字が全角数字になっている）

【第三類医薬品】大正漢方胃腸薬（数字が漢数字になっている）

2類医薬品 大正漢方胃腸薬（カッコ【】がない、「第」が抜けている）

大正漢方胃腸薬【第2類医薬品】（リスク分類を先頭に表示していない）

イ. 添付文書の内容

- (1) 商品説明文
- (2) 使用上の注意（外箱のものではなく添付文書のもの）
- (3) 有効成分・分量
- (4) 効能・効果
- (5) 用法・用量
- (6) 保管および取扱い上の注意
- (7) 製造販売元（会社名・住所）

※添付文書の情報は、独立行政法人「医薬品医療機器総合機構」のサイトにある、「[一般医薬品添付文書情報](#)」もご参照ください。

ウ. リスク区分

例：「リスク区分：第2類医薬品」

エ. 医薬品の使用期限

※発送する個々の医薬品によって使用期限が異なることが想定されることから、以下のような記載で問題ありません。

例：使用期限：2015年6月1日以降

使用期限：使用期限まで1年以上あるものをお送りします

※使用期限の記載は一定期間ごとに必ず見直しをお願いします。

オ. 「医薬品販売に関する記載事項」（必須記載事項）へのリンク

※「医薬品販売に関する記載事項」として、2) の必須記載事項が掲載されているページへのリンクを掲載してください。

3. 正しい医薬品ジャンルへの登録

医薬品を商品登録する際は、医薬品リスク区分に沿って正しい医薬品ジャンルに登録し、以下を遵守する

こと

1) 医薬品ジャンルに医薬品以外の商品を登録しないこと

2) 医薬品ジャンル以外の商品ジャンルに医薬品を登録しないこと

※「医薬品・コンタクト・介護」ジャンル内の「その他」は、医薬品ジャンルではありません。

4. 指定第2類医薬品販売にあたっての注意事項

1) 商品オプションを利用した使用者情報の把握（推奨）

指定第2類医薬品を販売する場合は、以下の項目について、商品オプションを利用した使用者情報の把握に努めること

※法令上は「努力義務」とされていますので、推奨事項とします。

ア. 年齢（年代）

イ. 他の薬剤または医薬品の使用の状況

ウ. 性別

エ. 症状

オ. 上記の症状に関して医師または歯科医師の診断を受けたか否か

カ. 現にかかっている他の疾病の有無

キ. 妊娠しているか否か

ク. 授乳しているか否か

ケ. 当該医薬品の使用経験の有無

コ. 医薬品などによりアレルギー症状を起こしたことがあるか否か

サ. その他情報提供のために必要な事項

2) 挟み込み画面を利用した禁忌事項の注意喚起と専門家への相談勧奨（必須）

指定第2類医薬品を販売する場合は、医薬品用の挟み込み画面（医薬品注意事項）を利用して、購入者が以下について注文前に確認できるようにすること

ア. 当該医薬品の禁忌事項

イ. 薬剤師または登録販売者への相談勧奨

ウ. 医薬品に関する相談応需のための連絡先

5. 薬局製造販売医薬品販売にあたっての注意事項

薬局製造販売医薬品は、薬局が、薬局の設備および器具をもって製造し、その薬局において販売する医薬品です。

薬局製造販売医薬品の取扱いに際しては、下記を遵守いただきますようお願いいたします。

1) 「薬局製剤製造販売業」および「薬局製剤製造業」の許可証を提出すること

薬局製造販売医薬品は、薬局製剤製造販売業および薬局製剤製造業の許可を取得している薬局のみが販売可能です。

楽天市場で薬局製造販売医薬品の取扱いを希望する場合は、別途商材追加審査申請をおこなったうえで、許可証の写しを提出してください。

2) 本ガイドラインを遵守すること

薬局製造販売医薬品取扱いにあたっては、本ガイドラインを遵守いただく必要がございます。

※商品名へのリスク分類の表示に関しては、【薬局製造販売医薬品】と記載してください。

3) 第1類医薬品取扱いに関するガイドラインの準用について

薬局製造販売医薬品の特定販売（通信販売）をおこなうにあたっては、薬機法上、第1類医薬品と同様の情報提供義務、記録の作成・保存義務が定められています。薬局製造販売医薬品の取扱いに際しては、第1類医薬品取扱いに関するガイドラインにて定める遵守事項（第1類医薬品販売にあたっての遵守事項）を遵守いただきますようお願いいたします。

※「第1類医薬品販売にあたっての遵守事項」について、「第1類医薬品」とあるものは「薬局製造販売医薬品」と読み替えてご確認ください。

※医薬品用の挟み込み画面（医薬品注意事項）を用いた、医薬品注意事項の入力も必須となります。

4) その他、薬局製造販売医薬品の製造・販売に関する各種法令等を遵守すること

6. 濫用等のおそれがある医薬品の販売にあたっての注意事項

1) 厚生労働大臣が定める濫用等のおそれのある医薬品を販売する際の遵守事項

ア. 以下の項目について商品オプションなどを利用して確認すること

- (1) 若年購入者の場合は氏名・年齢
- (2) 他の薬局等における当該医薬品および他の濫用等のおそれのある医薬品の購入の状況
- (3) 多量・頻回購入の場合はその理由
- (4) その他

イ. 販売数量を適切な使用のために必要と認められる数量に制限すること

※原則として1人1包装単位（1瓶、1箱等）とします。

注文受付数（ユーザーが選択できる販売個数）は1に設定し、1人1包装単位を超える注文ができないようにしてください。

（薬剤師の判断により複数個販売することを禁止とするものではございませんが、注文受付数は1に設定してください）

※濫用等のおそれのある医薬品は「令和5年厚生労働省告示第5号」に記載の以下の医薬品です。

次の各号に掲げるもの、その水和物およびそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

1. エフェドリン
2. コデイン
3. ジヒドロコデイン
4. プロモバレリル尿素
5. プソイドエフェドリン
6. メチルエフェドリン

※厚生労働省による以下の通知もご確認ください。

[薬食監麻発 0513 第1号](#)

[薬生発 0208 第1号](#)

(当該リストは多くの店舗様がお取り扱いの濫用等の恐れのある医薬品をリスト化したものであり、全ての濫用等の恐れのある医薬品を網羅したものではありません。お取り扱いの商品が濫用等の恐れのある医薬品か否かにつきましては販売前に必ず各都道府県の薬務課等にてご確認ください。)

7. 薬剤師・登録販売者等専門家の関与

- 1) 医薬品販売ページの内容や商品オプションの内容の決定、情報提供や販売可否の判断、医薬品に関する相談応需は、薬剤師または登録販売者がおこなうこと
- 2) 商品発送前に薬剤師または登録販売者が注文内容や未回答の質問事項等がないかを確認すること
- 3) 同梱機能等を使って同一ユーザーの複数注文の有無やその内容確認をおこなうこと
- 4) 注文個数が大量である、購入目的に懸念がある等の注文があった場合は、ユーザーに連絡を取るなどして、不適切な販売を防止すること
- 5) 販売が適切でないと判断した場合は、当該注文をキャンセルすること
- 6) 同一ユーザーに対する販売履歴の定期的な確認をおこなうこと

8. 専門家の氏名等の伝達

医薬品の販売時、医薬品販売にあたっての情報提供時、医薬品に関する相談応需時には、以下の情報をユーザーに伝達すること

- 1) 担当した薬剤師または登録販売者の資格名称・氏名
- 2) 薬局または薬店の正式名称
- 3) 薬局または薬店の連絡先

※販売時はサンクスメール（申込承諾メール）や商品に同梱する納品書等に記載してください。それ以外は、情報提供や相談応需の方法によって適切な方法で伝達してください。

例：メールの署名欄に以下のように記載

ドラッグストア楽天（楽天ショップ ABC） 薬剤師 楽天太郎

連絡先：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

9. 販売記録の保存（推奨）

以下の項目について販売記録を作成するよう努めること（法令上は「努力義務」とされています。）

- ア. 品名
- イ. 数量
- ウ. 販売日時
- エ. 販売した薬剤師または登録販売者の氏名
- オ. 情報提供した薬剤師または登録販売者の氏名
- カ. 第2類医薬品または指定第2類医薬品について情報提供の内容を理解したことの確認の結果

II. 禁止事項

以下の行為をおこなわないこと

- 1) 次に掲げる医薬品の販売

- ア. 医療用医薬品
 - イ. 劇薬
 - ウ. 要指導医薬品
- 2) 医薬品の商品レビューの掲載
- ※楽天市場のお買物レビューは、医薬品ジャンルの商品ジャンルに限り、投稿を禁止する措置を取ります。
- 3) 閲覧履歴や購入履歴に基づく医薬品のレコメンデーション
- ※店舗内レコメンドにおいては、医薬品ジャンルの商品がレコメンド商品として表示されない措置を取ります。
- 4) 使用期限の切れた医薬品の販売

Ⅲ. 違反した場合の措置

本ガイドラインの遵守事項に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅱ-(1)-13 医薬品取扱いに関するガイドライン違反」(違反点数 35 点)、「Ⅱ-(1)-16 必須記載事項未記載(医薬品)」(違反点数 20 点) にあたる場合があります。

禁止事項に違反した場合は 同ガイドラインの「Ⅰ-(1)-10 医療用医薬品」(違反点数 35 点)、「Ⅰ-(1)-11 要指導医薬品」(違反点数 35 点)、「Ⅰ-(8)-3 使用期限切れ医薬品」(違反点数 35 点) にあたる場合があります。

また、未審査での取り扱いは同ガイドラインの「Ⅰ-(9)-1 医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品」(違反点数 35 点) にあたる場合があります。

なお、違反の内容・程度等特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

以上
2023 年 06 月 30 日 最終改定

第 1 類医薬品取扱いに関するガイドライン

2014年6月12日以降医薬品のうち第1類医薬品を取扱うにあたって必ず実施いただくことです。遵守いただけない場合は、楽天市場での第1類医薬品の取扱を禁止とさせていただきます。遵守しないまま第1類医薬品販売を行っていた場合は、契約解除措置を取る可能性がございます。

第 1 類医薬品取扱いの申請について

1. 楽天市場で初めて医薬品をお取扱い予定の店舗様

「医薬品取扱いに関するガイドライン」に記載されている方法で、第1類医薬品を含む医薬品取扱いの申請をお願いいたします。

2. 楽天市場で既に第1類医薬品以外の医薬品について取扱い申請のうえお取扱許可の連絡を受けている店舗様

改めて第1類医薬品を含む医薬品取扱いの申請が必要です。

「医薬品取扱いに関するガイドライン」に記載されている方法で、第1類を含む取扱い予定の全てのリスク分類について改めてご申請ください。

第 1 類医薬品販売にあたっての遵守事項

1. 「医薬品取扱いに関するガイドライン」の遵守

TOP ページ、会社概要ページ、各商品ページへの必須記載事項その他の「医薬品販売にあたっての遵守事項」を全て遵守すること

2. 商品ページへの必須記載事項の記載

1) 商品名へのリスク分類の表示

【第1類医薬品】

※全ての第1類医薬品の商品名の【先頭】への表示を必須とします。

※リスク分類は【】で囲うこと。

※数字は半角にしてください。

2) 第1類医薬品販売にあたっての購入者とのやりとりに関する説明

以下について商品ページ上に説明を記載すること

ア. 注文から発送までの流れ

第1類医薬品販売の流れ（商品オプションを利用した使用者情報の把握→注文→薬剤師による情報提供と理解したかどうか、他に質問がないかの確認→注文者による返答→発送）

イ. 注文後薬剤師からの情報提供のために注文者に連絡する方法

ウ. 情報提供を受けた注文者が薬剤師に返答する方法

エ. 薬剤師からの情報提供および注文者からの返答がない場合発送できない旨の注意

3. 商品オプションを利用した使用者情報の把握

第1類医薬品を販売する場合は、以下の項目について、商品オプションを利用して使用者情報を収集すること

※使用者情報の収集にあたっては、注文者が能動的にオプションを選択するような方式を採用してください。使用に問題がないと推測されるオプションを初期値として設定するなど、能動的な選択行為を妨げることは禁止とします。

- ア. 年齢（年代）
- イ. 他の薬剤又は医薬品の使用の状況
- ウ. 性別
- エ. 症状
- オ. 上記の症状に関して医師又は歯科医師の診断を受けたか否か
- カ. 現にかかっている他の疾病の有無
- キ. 妊娠しているか否か
- ク. 授乳しているか否か
- ケ. 当該医薬品の使用経験の有無
- コ. 医薬品などによりアレルギー症状を起こしたことがあるか否か
- サ. その他情報提供のために必要な事項

4. 挟み込み画面を利用した禁忌事項の注意喚起と専門家への相談勧奨

第1類医薬品を販売する場合は、医薬品用の挟み込み画面（医薬品注意事項）を利用して、購入者が以下について注文前に確認できるようにすること

- ア. 当該医薬品の禁忌事項
- イ. 薬剤師への相談勧奨
- ウ. 医薬品に関する相談応需のための連絡先

5. 注文受付後発送前の情報提供とその理解の確認

1) 薬剤師による使用者情報の確認

薬剤師は、3.で収集した使用者情報の内容を確認し、注文者への当該医薬品に関する情報提供内容を判断すること

2) 薬剤師による情報提供

薬剤師は、1)で判断した内容の情報提供を、注文者に電子メール等で行うこと
具体的には当該第1類医薬品に関する以下について情報提供を行うものとする

- ア. 医薬品の名称
- イ. 有効成分・分量
- ウ. 効能・効果
- エ. 用法・用量
- オ. 使用上の注意
- カ. 併用を避けるべき医薬品

- キ. 第1類医薬品の副作用その他の事由によるものと疑われる症状が発生した場合の対応
- ク. その他の当該第1類医薬品の適正な使用のために薬剤師が必要と判断する事項
- ケ. 情報提供を行った薬剤師の氏名

3) 注文者が情報提供を理解した旨および他に質問がないことの確認

薬剤師は、2) の情報提供の際に、以下についてあわせて確認のための質問を行い、注文者が、情報提供の内容を理解し、他に質問が無い旨を、電子メール、電話その他の方法で返答したことを確認してから医薬品の販売可否を判断し、医薬品を発送すること

- ア. 薬剤師による情報提供の内容を理解したこと
- イ. 他に質問がないこと

6. 販売記録の保存

以下の項目について販売記録を作成し、2年間保存すること

- ア. 品名
- イ. 数量
- ウ. 販売日時
- エ. 販売した薬剤師の氏名
- オ. 情報提供した薬剤師の氏名
- カ. 第1類医薬品について情報提供の内容を理解したことの確認の結果

7. 販売個数の制限

商品ごとに適切な個数制限を設けること（例：お一人様1回につき1個まで）

8. 当社が指定するジャンルへの商品登録

第1類医薬品は、当社が指定するジャンルに当社所定のルールに従って商品登録すること

以上

2023年04月03日 最終改定

動物用医薬品取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、動物用医薬品を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。動物用医薬品の取扱いについては、薬機法等の各種法令による規制を受けます。楽天市場での取扱いに際しても、これら法令及び本ガイドラインを遵守していただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、動物用医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品）となります。

3. 遵守事項

(1)商材審査について

動物用医薬品のお取扱いを希望する場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

(2)適切なジャンルへの商品登録について

動物用医薬品を商品登録する際には、必ず下記のジャンルに登録してください。また、下記のジャンルには動物用医薬品以外の商品は登録しないでください。

ペット・ペットグッズ>動物用医薬品

※「R-Storefront 商品登録情報>ジャンル ID>ID 検索」から、パス名に上記が含まれるジャンル ID を選択してください。

※薬機法では、動物用医薬品に関するレビュー・口コミの表示が禁止され、また、動物用医薬品の閲覧履歴や購入履歴等に基づく動物用医薬品の広告表示（いわゆるレコメンド広告）が禁止されております。そのため、上記ジャンルに属する商品は、レビューが非表示、投稿禁止となっております。

4. 禁止事項

(1)動物用医薬品の商品レビューの掲載

※楽天市場のお買物レビューは、動物用医薬品ジャンルの商品ジャンルに関しては、投稿を禁止する措置を取っております。

(2)閲覧履歴や購入履歴に基づく動物用医薬品のレコメンドーション

※店舗内レコメンドにおいては、動物用医薬品ジャンルの商品がレコメンド商品として表示されない措置を取っております。

(3)使用期限の切れた動物用医薬品の販売

(4)その他、薬機法等の各種法令に反する行為

5. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの遵守事項(1)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I-(9)-2 動物用医薬品、動物用医薬部外品」(違反点数 35 点)にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

(2)本ガイドラインの遵守事項(2)に違反した場合および禁止事項に該当する行為をおこなった場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-(1)-25 動物用医薬品取扱いに関するガイドライン違反」(違反点数 35 点)にあたります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

以上

2017 年 08 月 24 日 制定

2023 年 04 月 03 日 最終改定

家電製品の販売ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）は、廃棄物の減量および資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律です。家電製品を販売されている店舗様で、以下の商材のお取扱がある店舗様は、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による規制がございます。

2. 本ガイドラインの対象

家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器（以下の4品目）を取り扱われている店舗様。

- ①エアコン
- ②テレビ
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機

3. 家電リサイクル法上の対象事業者および役割

家電リサイクル法の対象となる事業者とその役割は次のとおりとなります。

- (1) 小売業者
引き取り義務

小売業者は、次の場合、家電4品目の廃棄物（以下「廃棄物」といいます。）を引き取る義務があります。

4. 遵守事項

- (1) トップページなど、ユーザーに認識されやすいページに引取方法や収集・運搬に係る料金をあらかじめ公表すること
- (2) 料金販売店回収方式により家電引取時にリサイクル料金を受領する場合にはその旨を明示し、商品オプション等でユーザーの同意を得ること

5. 違反した場合の措置

本ガイドラインの遵守事項(1)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅱ-(1)-19 家電製品の販売ガイドライン違反」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。なお、違反の内容・程度等特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

6. 家電リサイクル法についてのお問い合わせ先

家電リサイクル法についてご不明な点や詳細のご質問等がある場合には、以下の各官公庁・団体まで直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

参考 HP

[家電リサイクル法のホームページ（経済産業省）](#)

[環境省 家電リサイクル関連](#)

[財団法人家電製品協会](#)

以上

2023 年 08 月 31 日 最終改定

回線契約を伴う商品販売に関するガイドライン

ガイドライン制定の目的

本ガイドラインは、ADSL、光回線、モバイル通信回線等の回線契約を伴う商品（または、それに類すると判断される商品）の販売（以下、「回線契約を伴う商品販売」という）について規定しています。

回線契約を伴う商品販売に関しては、多数のユーザーより、「商品の検索がしづらい」「回線契約の条件に気がつかなかった」等の指摘が寄せられております。

こうした状況をふまえ、回線契約を伴う商品販売をおこなう際のガイドラインを制定することとなりましたので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

回線契約を伴う商品販売をおこなう際の必須事項

- **事前審査**

回線契約を伴う商品についてお取り扱いをご希望の際には、当社による事前審査が必要となります。

所定の審査を申請いただき、審査の結果、「取扱い許可」とご連絡させていただいた店舗様のみが販売可能となりますので、ご注意ください。

- **出品方法**

当社規定の方法を遵守した出品をお願いいたします。

具体的には、登録ジャンルの指定、特定タグ ID の登録などがございます。

- **手数料に関して**

回線契約を伴う商品は、一回線契約そのものがメインの商品であることに鑑み、システム利用料に加えて、通信サービス種別および販売件数に応じた手数料をいただきます。

詳細は、回線契約を伴う商品販売に関する特約にて定めます。

- **販売種別**

通常購入商品でのご登録をお願いいたします。

- **登録ジャンル**

「光回線・モバイル通信」ジャンル内に所属する各ジャンルのジャンル ID を、（回線契約を伴う商品の）回線種別に適応するように登録してください。

※ 回線契約を伴う商品は、回線契約そのものがメインの商品であるとみなします。

そのため、回線契約の伴う商品に、任意の物品をセットで販売する場合も、当該ジャンルに登録するものといたします。

※当該ジャンル以下に、回線契約の伴う商品以外を出品することは、禁止いたします。

- **商品ページ**

契約内容、条件等を明確に記載してください。

- **同一商品の登録**

同一商品の複数登録は不可です。

【ご注意】

ガイドラインの定めに反して、回線契約を伴う商品の取扱いをおこなっていた場合、楽天市場の出店停止、契約解除措置等をとる可能性がございますのであらかじめご了承ください。

2023年04月03日 最終改定

中古携帯通信端末取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、回線契約がなく電話番号が記録されていない中古の通話機能付携帯通信端末（以下、「中古携帯通信端末」という）の取扱いについて規定しています。ユーザーが安心して使用できる携帯電話を、店舗様にお取扱いいただけるよう、基準を定めたものとなります。

2. 本ガイドラインの対象

中古携帯通信端末の取扱いが対象となります。

3. 遵守事項

(1) 事前審査について

中古携帯通信端末は、「お取扱いに事前審査が必要な商材」となります。

所定の審査を申請いただき、審査の結果、「取扱い許可」とご連絡した店舗様のみが取扱い可能となりますので、ご注意ください。

※楽天市場の免責に関して

弊社による携帯通信端末の審査は、お取扱いの商品の品質や適法性等について弊社が保証をするものではありません。ページ上の表記等において「商品については楽天市場の審査を受けているので安心です」といった記載をすることは固くお断りいたします。

(2) 古物商の表記について

楽天市場において古物の販売をおこなう場合には、トップページ、会社概要ページに古物商の表記を記載していただくことが必要となります。

<具体的な記載箇所>

- ・ 店舗トップページ
- ・ 会社概要ページ (info.html)

<古物商表記項目>

- ・ 氏名又は名称 例：〇〇株式会社
(個人許可の方はお名前、法人許可の場合は法人の正式名称。屋号のみ、略称等は無効です。)
- ・ 許可公安委員会名 例：〇〇県公安委員会
- ・ 許可証番号 例：第*****号 (許可証記載の12桁の番号です。)

(3) 中古タグ ID (商品属性) の登録について

中古品(古物・海外直輸入古物)を商品登録する際には、中古タグ ID (状態) およびコンディションタグ ID (中古状態) の登録が必要となります。古物商申請済みの店舗様には別途、登録方法をご案内いたします。

※なお中古品 (古物・海外直輸入古物) 以外への中古タグ ID (状態) 登録は禁止といたします。

(4)中古キーワード【中古】の記載について

楽天市場において、中古商品の販売をおこなう場合には、商品名に【中古】の記載が必要です。

※商品名に【中古】の記載をすることで、楽天原資のポイント企画に参加することもできます。

※【中古】の記載については、商品名登録ガイドラインの記載方法を推奨します。

(5)製造番号の記載について

楽天市場において中古携帯通信端末の販売をおこなう場合には、商品ページへの「携帯電話製造番号」の記載が必要となります。

(6)ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイトの記載について 楽天市場において、以下のキャリアの中古携帯通信端末の販売をおこなう場合には、店舗トップページへの「ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト」へのリンク作成が必要となります。下記の URL をご利用ください。

キャリア名	対象 URL	指定 URL	許可単位
docomo	http://nw-restriction.nttdocomo.co.jp/search.php	https://link.rakuten.co.jp/0/031/417/	単一ページ
au	https://www.au.com/support/service/mobile/network-riyoseigen/	https://link.rakuten.co.jp/0/077/586/	
Softbank	https://ct11.my.softbank.jp/WBF/icv	https://link.rakuten.co.jp/0/043/964/	
楽天モバイル	https://network.mobile.rakuten.co.jp/restriction/	左記「対象 URL」をそのままお使いください。	
mineo	https://my.mineo.jp/info/GNS010101GNS010101_Init.action	https://link.rakuten.co.jp/0/076/062/	
UQ モバイル	https://uq-communications.jp/nw-restriction/	https://link.rakuten.co.jp/0/076/063/	

※ Y!mobile は SoftBank と同じ確認サイトになります

(7)ネットワーク利用制限携帯電話の取扱いについて

携帯電話会社によってネットワーク利用制限がかけられている中古携帯通信端末 (赤ロム) の取扱いは禁止とします。

(8)過去の所有者情報が消去されていない中古携帯通信端末等の取扱いについて
工場出荷時の設定に初期化されておらず過去の所有者情報が消去されていない中古携帯通信端末や、過去の所有者のSIMカードが挿入されている中古携帯通信端末の取扱いは禁止とします。

(9)メーカー保証や修理に関する注意事項の記載について

楽天市場において中古携帯通信端末の販売をおこなう場合には、ユーザートラブル防止のために、中古携帯通信端末はメーカーによる保証や修理を受けられない場合がある旨を、商品ページ上へ明記してください。

<記載例>

中古携帯通信端末は、メーカーによる保証や修理を受けられない場合がございますのでご注意ください。

4. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの遵守事項(1)に違反した場合は、事前に審査が必要となる商品の未審査取扱いとして、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I-(9)-15 携帯電話等中古携帯通信端末」(違反点数 35 点)にあたります。

(2)本ガイドラインの遵守事項(2)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-(3)-12 中古品(古物・海外直輸入古物)取扱いに関するガイドライン違反」(違反点数 35 点)にあたります。

(3)本ガイドラインの遵守事項(3)(4)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-(3)-13 中古品(古物・海外直輸入古物)取扱いに関するガイドライン違反」(違反点数 20 点)にあたります。

(4)本ガイドラインの遵守事項(5)～(9)に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「II-(1)-20 中古携帯通信端末取扱いに関するガイドライン違反」(違反点数 20 点)にあたります。

(5)違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、(1)～(4)の定めに関わらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

以上

2018年06月28日 制定

2023年04月03日 改定

キュービックジルコニアの取扱いに関する

ガイドライン

1. キュービックジルコニアについて

人工石であるキュービックジルコニアについて、ダイヤモンドではないのに「cz ダイヤモンド」等と表記されている販売ページや広告があり、紛らわしい、わかりづらいというご意見をユーザーより複数いただいております。そこで、ユーザーの誤認、混乱を防止するため、キュービックジルコニアを取り扱う際のガイドラインを定めることといたしました。

キュービックジルコニアを取り扱うにあたっては、以下の事項を遵守いただきますようお願いいたします。

1. 商品登録ジャンルについて

キュービックジルコニアを使用し、他の宝石を使用していない商品を、「ダイヤモンド」等宝石のジャンルに登録しないこと。

2. 商品名や商品説明等広告上の表記について

- 1) 「ダイヤモンド」「ダイアモンド」という表記を使用しないこと
- 2) 「cz ダイヤ」(cz は小文字) という表記を使用しないこと
- 3) 「CZ ダイヤ」(CZ は大文字) という表記を単体で使用しないこと
- 4) 「CZ ダイヤ」という表記を使用する場合は、以下を遵守すること

(ア) 必ず、「CZ ダイヤ (キュービック・ジルコニア)」、「CZ ダイヤ (キュービックジルコニア)」等とし、「キュービック・ジルコニア」または「キュービックジルコニア」を併記すること

(イ) PC 用商品説明文およびモバイル説明文に、「CZ ダイヤ (キュービック・ジルコニア) は、人工石です。」と記載すること

- 5) キュービックジルコニアが主体の商品であるにも関わらず「キュービック・ジルコニア」という表記を商品名や説明文に記載しないなど、何の石を使っているかあえてわからないように誤認させる形で販売すること

3. その他の注意事項について

「一粒ダイヤ」「0.5 カラットのダイヤ」「キュービックダイヤ」「ジルコニアダイヤ」等、ダイヤモンドであるかのような誤認を与えるおそれのある表現を使用しないこと。

以上

2013年11月11日 制定

2023年04月03日 改定

18 才以上を対象とするゲームソフトの取扱いに関する

ガイドライン

1. 本ガイドライン制定の背景

日本国内で販売される家庭用ゲームソフトに関しては、特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（以下、「CERO」といいます）が、暴力的、性的、反社会的な表現等に関する倫理規定の策定および審査を実施し、年齢別レーティング（以下、「CERO レーティング」といいます）をおこなっています。特に、CERO レーティングにおいて「Z（18 才以上のみ対象）」に区分されるゲームソフトに関しては、流通業界・販売店による自主規制により、18 歳未満の者への販売禁止等の対応がとられています。上記のような状況を踏まえ、楽天市場においても青少年の健全な保護育成の観点から、本ガイドラインを制定することとなりました。

2. 本ガイドラインの対象商品

CERO レーティング「Z」に該当するゲームソフト、およびその基準に相当するゲームソフト

（詳細は、別表をご確認ください）

※ CERO 区分 Z に相当する海外輸入版を含む

3. 遵守事項

対象商品の商品ページには必ず以下の文言を商品説明文もしくは買い物かご付近に分かりやすく記載してください。

「CERO 区分_Z」

※「海外輸入版」の場合は「CERO 区分_Z 相当」と記載してください。

「※こちらのゲームは表現内容により、販売対象年齢が定められております。」

「18 歳未満の方のご購入はお断りしておりますので、あらかじめご了承ください。」

※ 表現種類、禁止表現の詳細については CERO 倫理規定をご確認ください。

4. 本ガイドライン違反時の罰則

本ガイドラインに違反する商品登録が確認された場合、楽天市場出店規約に基づき、事前の告知なく、該当商品の表示制限措置、出店停止措置等の必要な措置を講じる場合があります。

以上

2014 年 10 月 09 日 制定

2023 年 10 月 31 日 最終改定

金券類に関するルール（金券ガイドライン）

金券類の取扱いにあたっては審査が必要です

楽天市場では、ポイントを不正に取得したユーザーが、換金性の高い商品をポイントで購入して不正を免れる行為等を断絶する観点から、楽天が指定する金券・商品券・ギフト券・図書券等の換金性の高い商品（以下、金券類）のお取扱いをするにあたっては、事前に審査が必要となります。

審査を受けずに金券類を取扱われた場合には出店契約を解除させていただく場合がありますので十分ご注意願います。

金券類の範囲について

金券類とは、貨幣と交換できる券や特定の範囲内で貨幣に準じる形で通用する券のことをいいます。

※下記はあくまで一例となりますのでご注意ください。

※金券類の範囲については今後変更になる可能性もございます。

（1）信販ギフトカード

<具体例>

VJA ギフトカード（VISA ギフトカード）、JCB ギフトカードなど

（2）百貨店商品券

<具体例>

全国百貨店共通商品券、高島屋商品券、阪急百貨店商品券など

（3）大手スーパー、専門店の商品券・ギフト券

<具体例>

セブン&アイ共通商品券、イオン復興支援商品券、ビックカメラ商品券など

（4）旅行券

<具体例>

びゅう商品券、ツーリスト旅行券など

（5）クオカード（QUOカード）

<具体例>

JCB-QUO カード、QUO BEER CARD など

（6）音楽・ゲームギフトカード

<具体例>

iTunes Card、ニンテンドープリペイドカード、レコチョクプリペイドカードなど

WebMoney

（7）鉄道・バスカード

<具体例>

オレンジカード、メトロカード、パスネット、新幹線回数券、タクシープリペイドカードなど

(8) テレホンカード、モバイルズチェック

<具体例>

テレホンカード、モバイルズチェック、ワールドプリペイドカードなど

(9) 図書カード

<具体例>

全国共通図書カード、全国共通図書券など

(10) 印紙

<具体例>

収入印紙、登記印紙、特許印紙など

(11) ビール券・清酒券

<具体例>

ビール券（共通・各社）、清酒券、ウィスキー券など

(12) 切手

<具体例>

普通切手、記念切手など

(13) はがき（切手付きのもの）

<具体例>

切手付きの官製はがき、年賀はがき、ポストカードなど

(14) 食事券・グルメカード

<具体例>

全国共通おこめ券、全国共通お食事券ジェフグルメカード、ぐるなびギフトカード、マックカード、JTB ナイスグルメ レストランお食事券など

(15) テーマパーク・レジャーチケット

<具体例>

東宝 15 番組共通前売券、東京ディズニーランドパスポート引換券、東京ディズニーリゾートギフトカード、アミューズメント共通ギフト券 ナイスジョイなど

(16) 株主優待券

<具体例>

ANA 株主優待券（※航空会社）、京急電鉄株主優待券（※鉄道会社）、マクドナルド株式優待券（※飲食店）など

ポイントの付与について

楽天が指定するクーポン企画、ポイント企画、キャンペーン等において、金券類は、ポイント付与の対象外とさせていただきます。また、同一注文内にその他の商品が入っている場合は、その商品も対象外となります。

広告入稿の制限について

金券類を販売するための広告への入稿は禁止とさせていただきます。

商品登録ジャンルについて

金券類は、以下のジャンルカテゴリに商品登録してください。

- 旅行・出張・チケット > 金券・ギフト券
- 旅行・出張・チケット > 株主優待券・割引券
- 旅行・出張・チケット > 施設利用券

ブランド品取扱いに関するガイドライン

ブランド品の取扱いにあたっては、事前審査をおこなっております。

弊社は、ブランド品の偽造品による被害から消費者を保護するべく、ブランドメーカー各社や権利者団体と協力して、楽天市場内における偽造品の流通防止に取り組んでおります。

審査を受けずにブランド品を取扱われた場合には出店契約を解除させていただく場合がありますので十分ご注意願います。

ブランド品をお取扱いの店舗様、またこれからブランド品を取扱い予定の店舗様におかれましては、以下の点にご留意いただきますようお願い申し上げます。

ブランド審査の対象範囲

【1】、【2】をともに満たす商品を取り扱う場合、ブランド審査が必要となります。

(ただし、中古のブランド品はブランド審査の対象外です)

【1】当社指定品目に該当すること

当社指定品目

・服 ・ネクタイ ・ベルト ・スカーフ ・ストール ・マフラー ・帽子 ・靴
・ジュエリー ・アクセサリ ・時計 ・眼鏡 ・サングラス ・バッグ ・ポーチ
・財布 ・傘 ・手帳 ・名刺入れ ・パスケース ・キーホルダー ・キーケース
・携帯電話ケース ・ベビーカー ・抱っこひも

※当社指定品目は変更となる場合がございますので、予め了承ください。

【2】当社指定ブランドに該当すること

当社指定ブランド

A	Abercrombie & Fitch	adidas	ARMANI (Emporio Armani、Giorgio Armani 等含む)		
B	Birkenstock	BOTTEGA VENETA	BURBERRY	BURTON	BVLGARI
C	CANADA GOOSE	Cartier	CASIO	Cath Kidston	CELINE
	CHAN LUU	CHANEL	CHLOE	CHRISTIAN DIOR (DIOR、DIOR HOMME を含む)	CHROME HEARTS
	COACH	crocs			
D	DIESEL	Dolce& Gabbana	Dr.Martens		

E	emu	ERGObaby	EVISU		
F	FENDI	FRANKLIN & MARSHALL	FURLA		
D	Gaga Milano	GOYARD	GUCCI		
H	HERMES	HOLLISTER	HUNTER	Hydrogen	
K・L	kate spade	LACOSTE	LeSportsac	Longchamp	LOUIS VUITTON
M	MARC JACOBS (Marc By Marc Jacobs を含む)	Marimekko	MCM	Melissa	mikiHOUSE
	MINNETONKA	MiuMiu	MONCLER	Mud Pie	
N・O	New Balance	Nike	NIXON	OAKLEY	OUTDOOR PRODUCTS
P	PAUL SMITH	PEARLY GATES	POLO RALPH LAUREN	PRADA	PUMA
R	Ray-Ban	Repetto	ROLEX		
S	Samantha Thavasa	STUSSY	Supreme		
T	THE NORTH FACE	TIFFANY & Co.	Timberland	TOMMY HILFIGER	TOMS
	TORY BURCH	TUMI			
U～Z	UGG	VIVIENNE WESTWOOD			
他	24karats	吉田カバン			

※当社指定ブランドは変更となる場合がございますので、予め了承ください。

※当社指定ブランドの兄弟ブランドを取り扱う場合につきましても審査を受けて頂く場合がございます。予め了承ください。

※当社指定ブランドとのコラボ商品においても審査の対象となります。

ブランド審査の対象となる基準

- ブランド品の専門知識を有するスタッフが検品等を行い、お客様からの問合せにも対応が可能であること
- 設立後 1 年以上経過している法人であり、ブランド品の取扱い実績が 1 年以上あること
- 契約書や伝票類より、継続的な商用仕入れであることが確認できること
- 全ての指定ブランドにおいて直近 3 カ月以内に審査不許可の判断を受けていないこと

原則として上記 4 点を満たしている店舗様に限り、審査をおこなっております。その他の具体的な審査基準につきましては公開しておりませんので、ご了承ください。

ブランド審査に関するその他の注意事項

- 審査の結果、ブランド品のお取扱いをお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 取扱いブランドや仕入先等に変更がある場合はあらためて審査をお受けいただきます。変更があったにもかかわらず審査をお受けいただけない場合は無審査でのお取扱いとみなされますので十分ご注意下さい。
- ブランド審査の提出書類について、国内の百貨店やアウトレットモールのブランドショップなど、一般消費者向けに販売されているショップの店頭で購入したレシート、領収書等をご提出された場合は、不許可となります。
- ※仕入れ伝票、請求書等 商用仕入れと確認できる書類の確認が必要となります。
- 当社指定品目、指定ブランドに変更が生じた場合等、あらためて審査をお受けいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

真贋に関するトラブルについて

- お客様から万が一、「贋物ではないか」と問合せがあった際には、店舗様の責任において必ず店舗様からお客様に対して本物であることの説明をお願いしております。また、ご説明にどうしてもご納得いただけない場合には、返金などに応じていただくようお願いいたします。
- 万一、お取扱い商品が偽造品であることが、権利者の鑑定等により明らかになった場合には、出店契約を解除させていただく場合がありますので、 予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

法令遵守・権利利益保護および権利侵害品のお取扱いについて

- 偽造品の販売は、商標法等の法令に違反する違法行為であるのみならず、ブランドメーカーの正当な権利や真正品であると信じて購入されたお客様の利益・信頼を損なう行為です。偽造品のお取扱いは固くお断り申し上げます。また、知らず知らずのうちに偽造品を販売していたといったことがないよう、十分お気をつけください。万一、お取扱い商品が偽造品であることが、権利者の鑑定等により明らかになった場合には、出店契約を解除させていただく場合がありますので、 予めご承知おきくださいますようお願いいたします。
- 近時、ブランドの商標やロゴマーク等が付されていないものの、著名なブランド品に商品形態、デザイン、外見等が類似する商品のお取扱いが散見されます。たとえ「ブランドの商標やロゴマーク等がつけられていない」あるいは「模倣品ではなくオリジナルの商品である」として販売されている場合であっても、商品形態やデザイン等が類似する商品を販売された場合「不正競争防止法」等の法令に違反する可能性があり、またブランドメーカーより法令違反の警告等を受ける場合がございます。したがって、「商標やロゴマーク等を付していない」、「ブランド品とは独自のオリジナル商品である」といったことにかかわらず、類似品のお取扱いはご遠慮願います。

楽天市場の免責に関して

弊社によるブランド審査は、お取扱いの商品の真正や適法性等について弊社が保証をするものではありません。また、お客様にも「[楽天ショッピングサービスご利用規約](#)」にてその旨をご案内しております。

なお、ページ上の表記等において「商品については楽天市場の審査を受けているので安心です」といった記載をすることは固くお断り致します。そのような表記は決してなされないように十分ご注意ください。

以上

2022年01月17日 最終改定

ブランドノベルティ品の取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドライン制定の背景

昨今、ブランド品の「ノベルティ」と称した権利侵害品（いわゆる偽造品）が出品されるケースが確認されております。

そのような状況を踏まえ、この度、楽天市場ではユーザーの観点から、いわゆるブランドノベルティ商品を審査商材とすることにいたしました。

2. 本ガイドラインの対象

(1) ノベルティ品とは、企業が自社や自社商品の宣伝等の目的で、自社の企業名やブランド名称を入れて無料配布する商品のことを指します。

(2) 本ガイドラインにおいて審査対象となるブランドは、下記の通りです。

ARMANI (Emporio Armani、Giorgio Armani 等含む)	BURBERRY	BVLGARI	Cartier	CHANEL	CHLOE
COACH	CHRISTIAN DIOR (DIOR、DIOR HOMMEを含む)	GIVENCHY	GUCCI	HERMES	LOUIS VUITTON
MARC JACOBS (Marc By Marc Jacobs を含む)	MONCLER	PRADA	Supreme	YVES SAINT LAURENT	

3. 遵守事項

「ブランドノベルティ品」のお取扱いを希望する場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

<注意事項>

※古物の審査・ブランド審査が許可されている店舗様におかれましても、ブランドノベルティ品を取り扱う場合には、別途「ブランドノベルティ品」に関する審査が必要になります。

4. 本ガイドライン違反時の罰則

本ガイドラインに違反する商品登録が確認された場合、楽天市場出店規約に基づき、事前の告知なく、該当商品の表示制限措置、出店停止措置等の必要な措置を講じる場合があります。

以上

2016年02月25日 制定

2018年01月25日 最終改定

プロスポーツライセンス商材取扱いに関する

ガイドライン

1.本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、プロスポーツチームのロゴ、チーム名、商標、標章等が用いられた商材や、プロスポーツチームと関連があると想像できるような商材（以下、「ライセンス商材」といいます）を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

2.本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は下記の商材となります。

- （1）商品名や商品画像に、当社が指定するプロスポーツクラブ（以下「指定クラブ」といいます）のロゴ、チーム名、商標、標章等が用いられた商材。
- （2）その他、指定クラブと関連があると想像できるような商材。

<指定クラブ>

※現在指定はございません

指定クラブは順次追加する可能性があります。

3.遵守事項

指定クラブのライセンス商材のお取扱いを希望する場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

注意事項

ブランド審査等が許可されている店舗様におかれましても、指定クラブのライセンス商材を取り扱う場合には、別途審査が必要になります。

4.違反した場合の措置

本ガイドラインの遵守事項に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I-(9)-25 プロスポーツライセンス商材」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。

なお、違反の内容・程度等特段の事情がある場合には、上記違反点数にかかわらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合もありますので、ご了承ください。

以上

2017年07月01日 制定

2023年07月31日 最終改定

特定小型原動機付自転車取扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ユーザーおよびステークホルダー保護を目的として、楽天市場出店者が、特定小型原動機付自転車を取り扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

なお、本ガイドラインは、行政庁や製造メーカー、EC事業者等から構成されるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会にて、定められた「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づいて作成しております。詳細は下記リンクをご確認ください。

[パーソナルモビリティ安全利用官民協議会](#)

[特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン](#)

2. 本ガイドラインの対象

本ガイドラインの対象は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行にともない、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として定められた「特定小型原動機付自転車」の定義（下記リンク参照）に該当する商品です。

[特定小型原動機付自転車について - 自動車 - 国土交通省](#)

3. 遵守事項

(1)事前審査について

本ガイドラインの対象となる特定小型原動機付自転車のお取り扱いを希望する場合には、「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

所定の審査を申請いただき、許可された店舗様のみがお取り扱い可能となります。

既に「車体」の審査を通過している店舗様も、「車体」項目の【特定小型】の必要書類を提出し、審査に通過する必要がございます。ただし、「車体」の審査において、【特定小型】の必要書類を提出し、審査に通過した店舗様に関しましては、「特定小型原動機付自転車」の項目の審査は不要となります。また、「特定小型原動機付自転車」の項目の未審査による加点猶予期間は、2023年9月30日までとなりますので、お早めに審査の申請をお願いいたします。

(2)必須記載事項について

特定小型原動機付自転車をお取扱いの際には、本ガイドラインに基づき必須記載事項を記載してください。

<必須記載事項>

①型式認定取得、または性能等確認取得の証明物（認定証、認定シール等）

②警察庁 HP リンク「[特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について](#)」（<https://link.rakuten.co.jp/0/119/716/>）

※商品ページに上記リンクを掲載する際は、()内の楽天指定リンクを利用してください。

- ③16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転した場合には、道路交通法違反となること
- ④道路を通行させるには、市町村（特別区を含む）の条例で定めるところにより標識（ナンバープレート）を取得し、車体に備え付けなければならないこと
- ⑤自動車損害賠償責任保険等の加入方法の案内
- ⑥16歳未満の者への貸し出し及び転売をしてはいけないこと
- ⑦点検や整備に関する情報
- ⑧購入者が交通ルール、手続等に関して相談することができる窓口の情報
- ⑨商品名の先頭もしくは末尾に【特定小型原動機付自転車】を含めること

(3)自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の加入対策の実施について

商品ページ上で自賠責保険加入の案内をおこなってください。

※楽天インシュアランスでは自賠責保険をご用意しております。店舗様で保険のご準備がない場合は[こちらのページ](#)をご案内いただくことも可能です。

[楽天インシュアランスの自賠責加入案内 \(https://hoken.rakuten.co.jp/r_ichi_cali/\)](https://hoken.rakuten.co.jp/r_ichi_cali/)

※商品ページに上記リンクを掲載する場合は、()内の楽天指定リンクをご利用ください。

(4)購入者に対する交通ルール等の周知について

下記の2つの交通ルールに関する説明動画のうち、少なくともどちらか一方の動画を視聴したかどうかの確認を、商品オプションを利用し、確認できた場合にのみ販売してください。

※商品オプションとして「警察庁 HP 内に掲載の特定小型に関する交通ルール動画の視聴しましたか」と記載してください。

・ [警察庁の交通ルール説明動画 \(https://link.rakuten.co.jp/0/121/171/\)](https://link.rakuten.co.jp/0/121/171/)

・ [JEMPA（一般社団法人日本電動モビリティ推進協会）の交通ルール説明動画 \(https://link.rakuten.co.jp/0/125/047/\)](https://link.rakuten.co.jp/0/125/047/)

※商品ページに上記リンクを掲載する場合は、()内の楽天指定リンクを利用してください

(5)購入者の年齢確認について

購入者の年齢が16歳以上であることを、運転免許証やマイナンバーカード等の公的な本人確認書類や、学生証等の身分証で確認した後に販売してください。

また、ギフト送付など購入者以外の宛先に送付する場合は、送付先の利用者についても年齢確認を行ってください。

(6)乗車用ヘルメットに関する表示について

乗車用ヘルメット未着用を促進する広告やヘルメット未着用のまま乗車している画像等を使用した商品説明等はしないでください。

(7)販売証明書の作成について

特定小型原動機付自転車の販売時に必ず販売証明書の作成のうえ、ユーザーに交付し、ナンバープレートの取得方法について案内してください。

[総務省の特定原付の販売証明書の作成リンク](#)

(8) 関係行政機関等との連携

交通安全の取組等について必要に応じて関係行政機関と情報共有を行うとともに、捜査機関からの照会等があった場合には迅速かつ真摯に対応してください。

(9) 店舗様の責任について

店舗様は特定小型原動機付自転車の取り扱いについて注意義務を負います。過失の有無にかかわらず、商品に関して生じた一切のトラブルにつきましては速やかかつ適切に処理解決してください。

4. 禁止事項

- (1) 商材追加審査の許可なく出品すること
- (2) 必須記載事項未記載で販売すること
- (3) 型式認定及び性能等確認のいずれも取得していない状態で販売すること
- (4) その他、各種法令に反する行為

5. 違反した場合の措置

- (1) 本ガイドラインの遵守事項（1）に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅰ-（9）-30 未審査での取扱い（特定小型原動機付自転車）」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。
- (2) 本ガイドラインの遵守事項（2）に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅱ-（3）-24 必須記載事項未記載（特定小型原動機付自転車）」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。
- (3) 違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、（1）、（2）の規定に関わらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合がありますので、ご了承ください。

以上

2023年06月30日 制定

2023年11月30日 最終改定

定額課金（サブスクリプション）を伴う電子機器の取り扱いに関するガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは定額課金（サブスクリプション）を伴う通信機能を有する電子機器（以下、「サブスク機器」）を取扱う際に遵守すべき事項を定めたものです。

サブスク機器は、定額課金が必須となる旨や料金プラン等の説明が不十分な場合に、ユーザーの誤認を招き、トラブルやクレーム等につながるおそれがあります。そこでユーザー保護のため、楽天市場におけるお取り扱いの際の遵守事項等を定めました。

サブスク機器をお取り扱いの際には、本ガイドラインに定める事項を遵守していただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインの対象

以下の要件を全て満たすサブスク機器

- (1)料金が本体代と定額使用代に分離しているもの
- (2)本体代を楽天市場で、定額使用代を楽天市場外部での課金契約により別途課金先へ直接支払うもの
- (3)本体使用のためには定期的かつ継続的な外部課金が必要なもの
- (4)定期的かつ継続的な外部課金の対価が無形サービスに限定されるもの

対象商品例：スマートロック機器（電子機器）+ロックシステム使用料（定額課金）

※光回線やモバイル通信回線等の回線契約を伴う商品、代金と引き換えに一定期間商品を貸し出すことを目的としたレンタル商品、また有形物の定期購入については本ガイドラインの対象外です。

対象外の商品については、以下のガイドラインをご参照ください。

- ・回線契約を伴う商品販売に関するガイドライン
- ・レンタル商品取扱いに関するガイドライン
- ・予約購入・定期購入・頒布会サービス利用規約

3. 遵守事項

(1)事前審査についてサブスク機器のお取り扱いをご希望の際には、商品単位ごとに商材追加審査を申請してください。

所定の審査を申請いただき、許可された商品のみがお取扱い可能となります。

「商材追加審査手続きに関するマニュアル」をご確認のうえ、商材追加審査を申請してください。

なお、審査許可後に「2. 本ガイドラインの対象」の要件を満たさなくなった場合、また法令違反やユーザーに被害をもたらすおそれ、過度な販売条件の変更等により当社が商品を不相当と判断した場合には、当該商品の取扱い許可を取消す場合があります。

(2) 必須記載事項について

サブスク機器をお取り扱いの際には、以下の必須記載事項を記載すること

①「スマートフォン用商品説明文の先頭」および「PC 用販売説明文の先頭または、PC 用商品説明文の先頭」に記載するもの

ア 機器購入に加え、別途課金契約が必要であることを明示する以下の定型文

「こちらの商品の利用には、楽天市場での電子機器購入に加え、別途楽天市場外での課金契約が必要となります。」

②「スマートフォン用商品説明文内」および「PC 用商品説明文内」に記載するもの

ア 課金先の企業名

イ 課金サービスの期間、回数

- ・無期限や自動更新である場合には、その旨
- ・一定期間内に利用可能な回数が決まっている場合には、その旨

ウ 課金サービスの料金

エ 課金サービスの定期的な支払時期

- ・無料期間と有料期間が存在する場合には、有料期間に移行する時期

オ 課金サービス支払方法

カ 課金サービスのキャンセルや解約の方法（連絡方法・連絡先等）及び条件（申出期限・提出物等）

- ・違約金やその他手数料等が発生するなどユーザーに不利益が生ずる場合には、その旨と内容

キ 課金サービスプランの種類

- ・課金サービスプランを複数の中から選択できる場合には、それぞれについて上記ア～カの内容

ク 商品本体が故障や紛失等で使用不能になったとしても、課金サービスが継続する商品の場合には、課金の停止にはサービス等の解約が必要となる旨

(3) 店舗様の責任について

過失の有無にかかわらず、商品に関連して生じた一切のトラブルについて、速やかかつ適切に処理解決すること

4. 禁止事項

(1) 商材追加審査の許可なく出品すること

(2) 必須記載事項未記載で出品すること

(3) 本体使用のために必須の、定期的かつ継続的な外部課金以外の任意の外部課金（商品やオプション等）を誘導すること

(4) その他、各種法令に反する行為及び商品を取扱うこと

5. 違反した場合の措置

(1)本ガイドラインの遵守事項（1）に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「I-

(9)-31 定額課金（サブスクリプション）を伴う電子機器（未審査での取扱い）」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。

(2)本ガイドラインの遵守事項（2）に違反した場合は、取扱禁止商材・禁止行為ガイドラインの「Ⅱ-(3)-25 必須記載事項未記載（定額課金（サブスクリプション）を伴う電子機器）」（違反点数 35 点）にあたる場合があります。

なお、違反の内容・程度等、特段の事情がある場合には、(1)、(2)の規定に関わらず、当社の判断により、楽天市場出店規約・違反点数制度に関するガイドライン等に基づき個別の措置を講じる場合がありますので、ご了承ください。

6. 関連コンテンツ

- ・お取扱いに事前審査が必要な商材に関するガイドライン
- ・商材追加審査手続きに関するマニュアル
- ・取扱禁止商材・禁止行為ガイドライン

以上

2023 年 10 月 31 日 制定

2024 年 02 月 29 日 最終改定